

は更なり、前日より都鄙億兆の貴賤老若群騷して參詣せり、實に皇都春日第一の大壯事といふべし、門前街道の家家には、倉稻の縁により、土細工の人形、布袋、狐、或は鈴、轉法、又は穀物雜菜の種を商ふ、衆人争ひ買て土産とす、

○延喜神名式比保古

稻荷神三社

起謂、以當社鎮座爲二月初午、至今有初午、祭祀也、(又見于菟藝泥赴秦山集)

△社司年中行事祭日儀式

初巳祭二月初巳ノ日

月次祭ニ同シ、社司一同衣冠ヲ着ス、前日、榊杉ノ枝ヲ束テ、四垂ヲ附ケ、本殿以下、末社ニ至ルマデ、社殿左右ノ柱ニ飾ル、之ヲ青山飾ト云、(祭禮門參觀)

初午祭二月初午ノ日

前日ニ同シ、

△官幣大社稻荷神社明細圖書

一例祭月日

初午祭

二月初午日

○雍州府志神社

稻荷社 昔日當社出現、和銅四年二月九日(九日、當作七也、從斯說以長曆推之、則其日偶當初午日、然不用九日、而於初午日、諸人參詣、俗謂初午參、又稱福參、農民特參詣、則於斯處、店買五穀種、而蒔之、則生長豐熟矣、(又見于玉釋、京羽二重織留大全))

△日次紀事二月

初巳初午日稻荷社詣、俗稱初午詣、又謂福參、○中今日、農民參詣特多、門前、家々賣百穀種、并雜菜種、又賣大小陶器、其大者謂傳法、言始於攝州傳法、海濱製之、故謂傳法燒、今直謂傳法、以是炒物、又盛烟草粉、其小者謂都保々々、此土器於兩手掌內運轉之、則有都保々々之音、故名之、參詣男女買之、賺兒童、大人亦滿盞於其中、入火而燒之、資膳食、今日、民家多食茶葉、凡群參、男女所、投神前

之散錢、有留篋間者、則其人爲得福、再請得其錢爲家珍、

△諸國年中行事大成二月

初午稻荷參 山城國紀伊郡飯成山にあり、○中夫當社の神始、三峰に垂跡し給ふ時、二月初午の日たるによつて、今に至り例年是日を以て初午詣亦巳午、市とも稱し、前日早天より當日の夜に暨び、都下近國の貴賤群參蹤を同し、行人容易路を遮ること能ず、其賑ひ三都の内是を一とす、

△年中行事故實考

二月

初午

京都にては、いなりの社へ諸人參詣す、古代より有ける事にや、山城四季物語曰、二月初午の日、當社に參る事は、此御神倉稻魂命は、人皇四十三代、元明天皇の御宇、和銅四年辛亥、二月十一日(十一日、當作七日)午の日、當山に垂跡し給ふなれば、此日を用ひて諸人福力を祈るなり、又今日まう

てくる事を御嵩參、又初午參ともいふ也、

△滑稽雜談 二月

初午詣上ノ巳午 和俗、二月初午日を以て祭る事、諸國に侍る也、帝都に於ては、稻荷神社を以て第一とす、今世、一日前の巳の日を以て祈れる、是、巳と身と通ず、身の福を得るといへり、○中當世、殊に農工の人參詣して、穀菓の種を求て、是を種殖の瑞となせり、いにしへは、此山の土を以てかへり、工人の用にましへて、是をたふとむ事侍りしにや、此餘風によりて、當代、土を以て玩器の類、或は人形、鳥獸の類を造りて、此會に賣れり、俗につぼく、てんぼうなどいひて、參詣の男女、是を求む、是、土を瑞とする證也、一説、此五座の内、土祖、神まします故なりといへり、

△神祇志料

二月初午日、京中諸人稻荷詣を行ふ、紀貫之家集、源順家集、袋草紙、今昔物語

△験の杉

二月初午詣の事

こはもと稻荷神社の祭にはあらず故ありて此日人々の詣る例なりしな
るべし其縁由詳ならず今も初午詣稻荷詣など
いひて初午祭といはず

△華實年浪草二月

初午 一説初午詣往古始於萬壽寺之馬頭觀音詣而今此寺絶而稻荷詣亦
由來久矣云云

△和漢三才圖會

稻荷社

初午 毎年二月午日也昔垂跡之初以當此日也
今時觀音亦用初午矣是方取馬頭之義

○大鏡八

きとらぎの三日はつうまといへど甲午最吉日つねよりも世こそりていな
りまうてにのしりしかばちのまうて侍りしとにしたひまかりてど
は申せどをさなきほどにさかのこはをのぼり候しかばこうじてえその日

參詣例

のうちには還向つかうまつらざりしかば父母がやがてそのみやしろの禰宜
太夫がうしろみつかうまつりていとうるさくて候しやどにまかりよりて
一夜は宿候て又の日かえり侍りしに略

○今昔物語二十八

近衛舍人共稻荷詣重方值女語第一

今昔衣曝ノ始午ノ日昔ヨリ京中ニ上中下ノ人稻荷詣トテ參リ集ルノ日也
其レニ例ヨリハ人多ク詣ケル年有ケリ其日近衛官ノ舍人共參ケリ□ノ兼
時茨田ノ重方秦ノ武員茨田ノ爲國輕部ノ公友ナド云フ止事无キ舍人共餌
袋破子酒ナド持セ列テ參ケルニ中ノ御社近ク成ル程ニ參ル人返ル人様様
行キ違ケルニ艶チカズ装ゾキタル女會タリ濃キ打タル上着ニ紅梅萌黄ナド重
子着テ生メカシク歩ビタリ略

○枕草紙八

うらやましきもの いなりにおもひおこして参りたるに中の御社の程わ

りなく苦しきをねんじてのぼるほどに、いさゝかくるしげもなく、おくれ
くと見えたるものぞものたゞゆきにさきだちてまうづる、いとうらやまし
二月むまの日の曉に急しかど、坂のなからばかりあゆみしかば、みの時ばか
りになりけり、やうくあつくさへなりて、まことに佗しう、かゝらぬ人も世
にあらんものを、何しにまうてつらんとまで、涙おちてやすむに三十ばかり
なる女の、つぼさうぞくなどにはあらで、たゞ引はごえたるが、まゝは七度ま
うてし侍るぞ、三度はまうてぬ、四度はことにもあらず、ひつじには下向しぬ
べしと、道にあひたる人にうちいひて、くだりゆきしこと、只なる所にては、あ
もとまるまじき事のかれが身に、たゞ今ならばやとおぼえしか、〇下

○紀貫之家集

延喜六年、月次の御屏風八帖の料の歌、宣旨にてこれを奉る甘首、

二月初午いなりまうてしたるところ

ひとりのみわか越なくに、稻荷山春の霞の立かくすらむ

○壬生忠見集

二月はつむまいなりまうて

たはふれの身にしあらねは、稻荷山祈る日より、さかはやきける

○源順家集

二月初午、稻荷の社にまうつる人に

稻荷山尾の上になて、すきくにゆきかふ人のたね、ぬけふかな

○拾玉集

いなり山その二月の初午に、乗りてを神は人をみちひく

慈 鎮

○祭主輔親卿集

きさらきのはつむまに、いなりへまう
つるみちに、田つくるをみて

玉銚のみちほとりなる、あら田をはふみすき難き物に、そ有ける

○近古歌集

初午稻荷詣すゝ男女おほく行かふ

ぬきこともしなかはらん稻荷山むれ行袖の色に棚引

千 蔭

稻荷山けふきさらきの初午にみやこのたつみ賑ひにけり

景 樹

ぬかふことなりもならずも瓜生坂群つゝのほるけふの諸人

濱 臣

附験の杉

○二十二社註式

山城國風土記云、稱伊奈利者、秦中家、忌寸等、遠祖伊侶具、秦公積、稻梁有富、祐仍用餅爲的者、化成白鳥、飛翔居山、峰伊奈利生、遂爲社名、至其苗裔、梅先過而拔社之木、殖家禱祭之、其木蘇者得福、木枯者不福、

△験の杉

山城風土記云、○中殖其木蘇者得福、殖其木枯者不福、今も件の古事に倣ひて、此神に禱願事して、社邊の木を抜持來て、巳が家に殖うゝに、其木蘇ば福を得、枯れば福あらずといへるにて、これによりて禱願事の成否を卜る由なり、さて件の社の木といへるは杉にて、いはゆる稻荷山の験の杉なるべし、そのかみ、神の白鳥と化りて居り給へる山、峰の杉木をしるしの杉と稱へ、其處に社を造りて、後に中社祭りたりけるを、伊侶具が苗裔、其社邊なる同じ木種の杉を抜りて來て、巳が家に殖たりしを、世人もそれに倣ひて、その社邊の同じ木種の杉苗を抜て、おのれが家に殖て、幸福を求めたりけん、かくて山上の社を今の地に遷せる時、舊の山上のしるしの杉の木種の木を、今の中の社邊に移し殖て神木とし、それをやがてしるしの杉と稱へりしなるべし、しか名をよぶ杉、今もあり、またむかしは同じ木種の杉の多かりけむを、それをしるしの杉と呼びならひて、其苗を家に引殖もしなべては、其をことのもとし、その枝採りて、挿して還向る例となりしな

るべし今も此社邊に杉多かり、六帖山の題よみ人なし、稻荷山杉のむら立お
みえたり、杉の多かりつ
るさまおもひやるべし、

△稻荷神社考上

後、世に稻荷詣する人、此山に験の杉と云て有を、彼枝を採歸る舊習なるは、
略○中此傳説に、拔社之木殖家祭之也、其木蘇者得殖、木枯者不福、と云る故事
の遺風にて、験の杉と名づけて、詣來る人々の家に採歸るならはしは始れ
るなりけむ、略○中さて又風土記に、拔社之木殖家祭之也とあるは、社の木を
比母呂木として、家に殖て祭れるにて、其木蘇者得殖、木枯者不福と云は、祈
事を神の受幸はへ給ふと、然らぬとの験、有しと云なり、此故事を傳て、中古
には詣來る人、此社の杉葉を採歸て、忽に萎むと然らぬにて、祈事の成る
ならぬ験と爲しけむ、故に験、杉とて名高く聞えたるなるべし、此験、杉は、中
社に在、けむと思はるゝは、遊絲日記に、三社に奉る歌の中に、中社に験、杉を
よみ、惠慶法師家集に、稻荷に歌詠て奉るとして、是も中社に、稻荷山美豆杉な

かにもまず鏡我言たて、頼むかひあれ、と詠て、美豆としも云るは、験、杉を指
て云るなるべし、必、此樹は別に名付て有けむと覺ゆるなり、

△神祇志料六

稻荷神社 初伊侶具公、稻梁を積て富裕有り、仍餅を以て的とせるとに化て
白鳥に成て、飛翔て三箇峰、平處に居り、稻奈利生き、其事甚靈異なるを以て、
伊侶具公、神として之を祭り、名て伊奈利社といふ、其裔孫秦、忌寸中家に至
て、伊侶具が過を悔て、社之木を拔て、家に殖て此神を祈祭りき、其靈験に依
て、朝廷より臨時の幣を奉り、其氏人等、又禰宜祝として此社に仕奉りき、故
今も其木を殖て蘇ば福を得、其木を殖て枯ぬれば福あらずと云、山城風土記、參取年
中行事、秘抄、諸神記、此社に詣る者、杉葉をかざして家に歸るは、蓋、此縁也、參取諸神記、永久四年百
首、新撰六帖、

△滑稽雜談 三月

初午詣、上ノ巳午、和俗、二月初午日を以て祭る事、略○中或曰、むかしは此日

詣る人、杉の葉を手ごと折て、家にかへりしと也、今も社家より守に杉葉をそへて出す也、由縁可尋、

△諸國中行事大成二月

初午稻荷参 古へは、是日参詣の諸人、神籬の杉の枝を折歸て、家に納しと云、○中杉を折ること今は絶たり、

△山州名跡志紀伊郡

稻荷宮 二月初午 古ニハ、神木ノ杉ノ枝ヲ争採折テ歸リ、家ニ收メシト也、今ハ其義無シ、(又見于京羽津根)

○新撰六帖春

なかの春

藤原知家卿

いなり山杉の青葉をかさしつゝ歸るはしるき今日のもろ人

藤原光俊朝臣

きさらきやけふ初午のしるしとて稻荷の杉はもとつ葉もなし(又見于夫木和歌抄)

△稻荷神社考上

後、世の歌ながら新撰六帖なかのに、右大辨光俊朝臣の、二月や今日初午の験として、稻荷の杉は本津葉もなしと詠るも、當時は、はや験、杉と云、名の云、舊たれば、上に験と云、詞を廻し、下に稻荷の杉といひて、其樹を知せたるが巧なるなり、此意は、初午の日は、夙めてより詣來る人多くて、何時も速く此樹の下葉をば採、盡す事なりしを詠るにて、別て験、杉を指稱ならては、本津葉もなしと云、詞通難し、今の歌人、初午の稻荷詣には、彼山の行路に立る杉、葉を何れともなく折、採る舊習なりとのみ思へるは非なり、神祇伯顯仲卿の歌を併考て知る

△安齋隨筆後編五

稻荷ノ杉

或問云、夫木抄、光俊朝臣、歌きさらきや今日初午のしるしとていなるの杉はもとつ葉もなし、此もとつ葉もなしといふ心は如何、

貞丈答、堀川次郎百首、稻荷詣顯仲、いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかさすけふかな、とよめり、稻荷山へ詣る人、杉の葉をとりてかざしにする故、下枝を折取る、されば本の方の葉なくなり、かざしとは葉を取て頭にさすなり、稻荷山のしるしの杉、古歌によみたる多し、

○永久四年百首春

稻荷詣

顯仲

いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかさすけふかな

仲實

いなり山しるしの杉を春かすみたなひきつるよけふにもあるかな

俊頼

いなりにも思ふ心のかなはずはしるしの杉のをられましやは

△験の杉

永久四年百首に、しるしの杉を尋ね來て、とよまれたるも、三社の内、ことさ

らに中社をさせる意ときこゆ、さて風葉和歌集に載たるまつら物語に、龍吟、出家し侍りて、又のとしの春、こぞのむつきに、稻荷の御幸の御供つかうまつりて侍りける、かざしの杉に雪のふりかゝりたりしなど、おほしめしいてられければ、あまのもしほ火の院、御歌、いのりこし神さへつらしいなり山、いつこたのみのしるしなりける、などよめる歌みえたり、初午ならても、杉をかざす例なりしなるべし、

○蜻蛉日記

九月になりて、世の中をかしからん、ものまうてせばや、○中さだめていとしのびて、あるところにも、のしたり、ひとはさみのみてぐらに、かうかきつけたりけり、まづしものみやしるに、○中中のに

いなり山おほくのを越にけりいのるしるしの杉をたのみて

○更科日記

稻荷神社志料 初午詣附験の杉

初瀬川なごうち過て、その夜、みてらにまうてつきぬはらへなどしてのぼる、三日をぶらいて、あかつきにまかてんとて、うちぬぶりたるに、よさりみどうのかたより、ずはいなりよりたまはるしるしのすきよとて、物をなげいづるやうにするに、うちおどろきたれば、夢なりけり、曉よふかく出てえとらまらねばならざかのこなたなる家をたづねてやどりぬ、○中はつせにて、まへのたびは、いなりよりたまふ、しるしの杉よとてなげ出られしを、いしてしまふに、いなりにまうてたらましかば、かゝらずやあらまし、

○千載和歌集十八名 雜物名

みつのみ

いなり山しるしの杉の年ふりてみつのみやしる神さひにけり

○散木弃歌集六神祇

稻荷にまゐりたる人のすきをこひければ、つかはすとて、たうらかみにかうがひのさきして、書つけてつかはしける、

人しれすいなりの神にいのらむしるしのすきとおもふばかりを、

返し、扇のつまにかけり

君をといなりの神にいのらねはしるしの杉のうれしけれもなし

○稻荷谷響記

杉附影向杉

杉ハ當社ノ神木ニシテ、古影向、杉ト稱シ奉ル、今ニ其古跡在リ、件ノ縁ニ因テ、昔ヨリ今ニ杉ノ枝ヲ以テ富木ト稱フ、舊記ヲ按ニ、凡ソ當社ヘ參詣スル者ハ、杉ノ枝ヲ折リテ、家ニ納テ富祐ヲ祈ルナリ、

△大鏡三太政大臣實賴

太政大臣實賴、これたゞひらのおとゞの一男におはします、小野宮のおとどと申き、○中大かた何事にも有職に、御心うるはしくおはします事は、よのつねの人の本にぞひかれさせ給ふ、おのゝみやの南おもてには、御もとどりはなちていさせ給ふ事なかりき、そのゆゑは、いなりのすぎのあら

はにみゆれば、明神御覽ずらんにて、いかてかなめげにていてんとの給はせて、
いみじくつよしませ給ふに、おのづからおぼしわすれぬるをりは、御袖をか
づかせ給ひてぞ、おどろきさわがせ給へる、

△台記別記

久安四年七月十一日丙申、此日詣、稻荷○中先、於下社奉幣同時、則至、申祝、無、
還祝、但、獻、榎、宮、裏本於紙、余取、榎、不取、折敷、副笏、退下、給、僕、從、次、歩、行、參、中、社、奉、
幣、申、祝、獻、榎、給、僕、如、先、渡、御、前、東、方、參、上、社、奉、幣、事、亦、同、○中今日、女子詣、石清
水、稻、荷、於、下、社、乘、車、輿、詣、中、上、等、社、同、也、祝、授、榎、不、給、祿、自、稻、荷、直、歸、京、

△平治物語上

光頼卿參内、事并許由、事、附、清盛六波羅上著、事
大貳清盛ハ、熊野參詣ヲ不遂シテ、切目ノ宿ヨリ馳上ルナルガ、和泉、紀伊國、
伊賀、伊勢ノ家人等、待受テ、大勢ニテアナル、○中先ヅ、稻荷ノ社ニ參リ、各、杉
ノ枝ヲ折テ、鎧ノ袖ニ差テ、六波羅ヘツ著ニケル、

△後鳥羽院御記

建保二年五月廿日甲寅、○中午三點、參、稻荷社、○中奉幣如例、按察使光親、獻、
幣、禊、陪、膳、同、之、神主祝言如例、次、獻、杉、葉、光親傳、獻、之、公卿以下、皆、悉、社、司、奉、之、

△葉黃記

實治二年八月五日己卯、今日可有御幸、稻荷祇園兩社、○中出御、冷泉西南門、
東洞院南行、七條東行、經、大和、大路、着、御、稻、荷、社、於、鳥、居、外、下、御、御、輿、○中御禊、
了、爲、氏、朝、臣、取、大、麻、傳、大、納、言、大、納、言、傳、供、之、參、御、寶、前、公、相、卿、傳、進、御、幣、二、捧、
御拜了給、神主親清、此間時、繼、又、加、給、今、四、本、申、祝、廻、御、馬、祝、親、清、進、相、葉、裏紙、
敷、大、納、言、傳、進、退、入、之、間、賜、祿、予、奉、仰、召、神主親清、仰、勸、賞、社、司、等、賦、相、葉、裏紙、
之、上、皇、御、懷、中、居、折、於、公、卿、以、下、

○御殿預荷田信郷日記

明和五年十一月官幣使御參向之記
十一月二日、晴、滋野井殿、高倉殿、爲、内見、御社參下、神主以下、御對談有之、滋野井

殿仰云、當社ニ而杉之事、古例相見候、此度勅使江杉ヲ奉リ候ハ可然、於一社存寄無之候ハ、内々攝政殿江被相伺、可有御再興旨也、

六日、高倉殿ヨリ御用召ニ付、相摸守參上候處、雜掌左衛門面會、此間被仰談候杉葉之儀、攝政様へ被相伺、御再興被仰出候、則次第御渡被成候旨ニ而、略次第被相渡如左、

神主申返祝詞

次正祝持杉葉、使取之取副於笏、正祝復座、

次使起座、杉葉裏本於紙居折敷使、不取折敷、取枝取副於笏、

七日、高倉殿江言上書持參如左、

謹而言上

一此度官幣使御參向之節、杉之儀依古實御再興被仰出、畏奉存候、右取役之儀、正祝江被仰付候、此儀神主職掌之儀、古例準據御座候得者、此度社務江被仰付被下、爲神主代正祝勤仕候様ニ被仰付被下候得者、一社一同畏奉

存候、此段宜御披露、賴入存候以上、

明和五年子十一月

五人連印

高倉右兵衛權佐殿

御雜掌中

八日、高倉殿江昨日之伺ニ參上候處、昨日言上之趣被及御沙汰候上、次第御渡

被成候、(次第略奉幣部參觀)

○金槐和歌集 鎌倉右大臣實朝公家集

さよふけていなりの宮の杉の上に白くも霜の置にけるかな

○夫木和歌集

むらからす梢のとをあらそひていなりの杉にゆふかけてなく

隆房

○新撰六帖

いなり山杉のむら立おしなへて木のもことにくるよしもかな

○大中臣能宣朝臣集

さしてゆく稻荷の山の杉かたみ花のあたりのうつりかにより

○堀川後百首

いなり坂さかしくとまる心かなみな杉の葉をふけるいほりに

忠房

○惠慶法師集

稻荷山みつ杉なかにもす鏡わかことたてよたのむかひあり

○道助法親王家集

いなり山杉のしたかけ下はれて卯花月夜道もさやけし

○隣女和歌集一

いのらすよ稻荷の山の杉のはのつれなき色に人ならへとは

稻荷詣

○紀貫之集

承平二年左大臣五節の屏風の繪に
稻荷まうて

春霞たちましりつゝ稻荷山こゆるおもひの人しれぬかな

○能宣朝臣集

屏風の歌。春いなりまうてして歸るもの
侍り花の陰にてやすむもの有るころの

さしてくるいなりの山の道とをみ花のあたりに宿やかからまし

○蜻蛉日記

九月(康保三年)になりて世中をかしからんものまうてせばやかうものはかなき
みのうへも申さむなどさだめていとしのびてあるところにものしたり、ひ
とはさみのみてぐらにかうかきつけたりけりまづしものみやしるに、
いちしるき山くちならばこよなから神のけしきを見せよとそおもふ

中のに

いなり山おほくのとしを越にけりいのるしるしの杉をたのみて
はてのに

神かみとのほりくたりはわふれともまたさかゆかぬこちこそすれ

○古今著聞集和歌

和泉式部忍て稻荷へ参けるに、田中明神の程にて時雨のしけるに、いかゞす
べきと思ひけるに、田かりける童の、あをといふものをかりてきて、まゐりに
けり、下向の程はれにければ、此あをよかへしとらせけり、さて次日、式部はし
のかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の、文もちてたよずみけれ
ば、あれは何者ぞといへば、此御ふみまゐらせ候はんといひて、さし置たるを
ひろげてみれば、

時雨ずるいなりの山のもみちはよあをかりしより思ひをめてきと書た
りけり、式部あはれと思ひて此わらはをよびて、おくへといひて、よび入ける
となん(又見子袋草紙十訓抄)

○中右記

元永二年正月十七日甲子、早旦参稻荷、巳時許歸家、歸浴之由以消息申、殿下并
院

○台記

久安四年七月二日丁亥、今日、参稻荷入内、今日辰刻、夢禪關面、仰云、参稻荷之次、
可参春日、余對曰、稻荷上下社、間路遠、由承之、上下社、間步行、時刻推移、参春日定、
奉行、歎仰曰、所言可然、歎、十一日丙申、依去二日、夢詣稻荷、下中春日、稻荷報賽、
(又見子台記別記)

○台記別記

久安五年六月二十二日壬申、兩三位詣、八幡稻荷、無從車、諸大夫兩三布衣在車、
後、先参、八幡於宿院、夫人獨、駕輿登山上云云、次参稻荷、夫人獨、登山上云云、

○台記

久安六年四月廿六日壬申、宿衣詣、稻荷

○山槐記

仁安二年二月朔日庚午、秉燭之後、將軍笏冠、密密令參、稻荷給、女房同車給、深更歸亭。

○吉記

承安四年二月十三日庚午、爲果宿願、參詣稻荷社。

○明月記

建永元年九月九日、二位殿、自南山還御、辰時、入御馬場殿、次御參稻荷。

○實躬卿記

永仁二年五月廿八日、晴、今日、稻荷祇園に御參、予同參詣云云。

○橋爲仲朝臣集

京にのほりて四月十一日いなりたまるりて侍るに杉のうへに郭公の鳴を聞て

卯の花のかきねならねと時鳥杉むらにてそはつ音聞ゆる

○源道濟集

稻荷詣

いなり山行かふ人のさまくしに思ふ心は神や知るらむ

○俊光卿記

元祿九年七月廿三日、晴、今朝ヨリ稻荷へ當年始テ社參云云。

○東寺執行日記

文明十三年正月二日、稻荷社參詣有、兵部卿同道。

攝社及末社

○諸社根元記

一稻荷

下社 大宮 命婦 田中社

中社 大宮 四大神

○伊呂波字類抄

稻荷

下宮 田中命婦

中宮 四大神 黒烏

△台記

久安六年四月廿六日壬申宿衣詣稻荷、田中四大神、兩社幣加奉之、中社、上社同
神幣、於中社奉幣時
取加、歸路用婦坂、

△験の杉

稻荷五社の事

三座に、また二座を加へて五座として祭れるなり、其祭始たる頃は詳なら

ず久安四年の台記に、四月廿六日壬申晴宿衣詣、稻荷云云、自註に、田中、四大神、兩社、幣加奉之、中社、上社、同以參詣、田中、幣於下社奉幣、時取加、四大神、幣於中社奉幣、時取加、歸路用婦坂とみえたれば、久安の頃、既に三社の外に、田中社、四大神ありて、田中社は、下社の攝社のごとく、四大神は、中社の攝社のごとくにて、合せて五社ありし趣なり、

○神祇拾遺

稻荷社本縁

田中社 大貴已命

四大神 五十猛命 大屋姫 抓津姫 事八十神

已上二座ヲ加ヘテ五座ト稱ス、人皇八十九代、龜山院弘長三年ニ告有テ、文永丙寅、正月十六日、本宮ニ併セ奉ル、(又見驗の杉、東海道但馬抄、山州名跡、志都名所圖會、西遊行囊抄等、但神名、有異)

△神社啓蒙

稻荷

田中社 在子去本宮北可二十町、田頭也、今奉遷于本宮、

從昔在東福寺邊、歟、和泉式部詣稻荷之日、於田中社邊、遇驟雨、招農夫而借、阿於者得詣稻荷、著聞集

四大神

拾遺云、四柱兒神也、又別有社流説、

△神名帳考證

橋本氏經亮云、伏見稻荷ハ、モト三座ナレドモ、弘長三年告文アリテ、文永三年正月十六日、田中社、飛鳥四大神三諸ヲ併セマツリテ五座トセシヨリエノカタ、稻荷五社ト崇メ奉リテ、神祇伯忠富王記、永正二年三月七日、稻荷祭禮役勅裁案ニモ、稻荷五社云トミエテ、稻荷五社ト云フ事明也、又云、此社、明應年中今ノ地へ造殿云云、(又見于古史傳)

△稻荷神社考下

攝社田中明神、四大神

田中明神は、神祇拾遺に、大己貴命と云り、相殿に大年神を併祭れり、此神は、
 稻荷、宇迦之御魂の同母兄に坐は、古事記に見えたるを上にいへり、御名
 の義は、賀茂縣居、大人の祝詞考に云、祈年祭年とは、五穀の中に專稻をいふ、
 春種子を水に浸すより、冬をさむる迄、一年を経る故也とあれば、大年とは、
 大は、崇稱の詞、年は、稻なり、穀物に大なる功德坐により、此御名を負給へる
 由なり、然る事にて、祈年祭、祝詞にも、御年皇神等能前爾白久とて、朝家に殊
 に田穀の豊熟を祈らせ給ふは、此神を始て、御弟の宇迦之御魂より、御子の
 御年神、御孫の神等に至まで、都て食の上につきて功ある神十柱餘坐て、神
 功を次第に傳て、御功德とりくゝに坐故に、御年皇神等とて、殊に祭られた
 りけり、斯在ば、國々にも大年神社多き理なり、後に此山の攝社に併祭れる
 も、所以なきにあらず、

四大神は、神祇拾遺に、五十猛神、大屋姫、抓津姫、事八十神と云り、日本書紀、神代

上一書曰、素盞鳴尊帥其子五十猛神降、到於新羅國、云云、初五十猛神天降之
 時、多將樹種而下、然不殖、韓地盡以持歸、遂自筑紫凡大八洲國之内、莫不播殖
 而成、青山所以稱五十猛命、爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、又曰、素盞鳴
 尊子、號曰五十猛神、妹大屋津姫命、抓津姫命、凡三神亦能分布木種、即奉渡於
 紀伊國也、など有て、斯三柱の神の御名は見ゆれども、彼事八十神と云、御名
 は、正傳に見ゆる事なし、舊事紀卷四に、大己貴神、兄事八十神と云、を、古事
 記に併考ふれば、唯八十神とありて、一柱の神名にあらず、大己貴命の兄弟
 の八十神等を云、る也、又須佐之男命の御子の次第を云、るに、抓津姫神の次、
 大己貴神の上に、事八十神を出せり、是また古事記、日本書紀、一書に、大己貴
 神は、須佐之男命、六世孫と云、て、其御世次さへ明らかなれば、論無き上に、事
 八十神と云、御名は、更に見えざるなり、然在ば、舊事紀の非なるは、云、も更な
 り、此社の一座を、其神に坐と云、るにて、此四大神の傳は、皆信難し、津國西宮相殿の一
 座にも、事八十神を祭る、座にも、事八十神を祭る、と云、は、共に誤なるべし、後世に、舊事紀を眞實の古史なりと思ひ、相殿の一認めて、信

用ふる人の、紀伊國に名立る三柱の神に、此神を合せて、此社を其四柱の神
ぞと偽説せしにぞありける、正傳ならむには斯、在神はあるべきにあらず、
神祇拾遺の此社の傳は信難し、今按に、葛野郡松尾神社、○中七社の中なる
四大神の傳に、若年、神夏高津日神、秋比賣神、久久年神、四座を併祭る由云、
は正傳と覺ゆ、此山の攝社の四大神社も、其神等を祀れるなるべきを、後、人
古傳を失て、あらぬ説を云なるべし、○中此四柱を一年神として、取別て祭
る故は、自然に四時に御年を守幸へ給ふ御功德備はり坐りといふ古傳あ
りて、松尾にも、此山にも、此神等を一社に齋祀れるにぞ有む、殊に稻荷の宇
迦之御魂には深き因縁ある神と思はるゝなり、

○大日本史二百五十一 神祇

稻荷神社三座、○中文永三年配、四大神、田中社二座、於中下二社、稱稻荷五社、○
祇拾遺、盛衰抄、忠富王記、東寺文書、按、世俗以四大神爲中社、御子神、田中爲下社、御子
神、台記、久安六年、奉幣、稻荷社條、有加、四大神幣於中社、田中神幣於下社、之語、蓋當時
已有此等、說遂合祀之也、
但至二社、神名、今姑闕疑、

○雍州府志三 神社

稻荷神社

田中社、猿田彦而掌導諸神者也、四大神、住吉四所明神也、

△菟藝泥赴

稻荷社

四大神 深祕深祕、一説、神功皇后といへり、或説に、四兒神といふは非也、

田中社 猿田彦大神也、

△國花萬葉記一ノ下

稻荷社 攝社

田中社 猿田彦命にして、諸神を導引事を主、

四大神 四柱之兒神也、又曰、住吉四所明神也、(又見于和漢三才圖會)

○稻荷谷響記

田中社并四大神、今所祭相殿五座、中其兩社也、

田中社ノ舊跡ハ、東福寺門前、田中町ニアリ、今ニ小社アリ、古老傳云、昔日ハ社地廣大也、今ニ狹キモノハ、延應ノ比、東福寺御建立ノ時、寺家ノ領地トナルモノ多シト也、

四、大神ノ舊跡ハ、當山ノ麓ニアリ、則、毎年正月五日、神官等、三峰ノ舊跡ニ詣ル日、田中社、并ニ四、大神ノ舊跡ニモ亦詣テ、注連繩ヲ引ケリ云云、

○稻荷社事實考證記

田中社 又云、飛鳥田神社、一名柿本社、

延喜式神名帳云、城州紀伊郡飛鳥田神社、一名柿本社

傳曰、往古田中社、末社、小鳥社アリ、今此社退轉合祭、神主家宅地ニモ祭ナリ、

四大神 又云、御八嶋、又云、影向社、

延喜式神名帳云、城州紀伊郡御諸神社、

社司傳記云、當社、四大神、和州三輪御同體神也、故ニ從往古宮殿造營之儀ナシ、然ルニ天正年中、影向社造營、不叶、神慮退轉、于今以杉木爲神影、御影向社

是也、

△羽倉文書

一 四大神ハ、元、延喜式内、御諸神社ニテ候、三輪山ノ杉木一本ヲ根ユギシテ、大巳貴神、幸魂ヲ齋祭候社也、山上、舊地ハ、御前溪ノ上也、今四大神ト稱シ奉ルハ、中社、下社、上社ヲ合祭シテ四大神ト相傳候、然、篠大神之傳有之候、此儀ハ、他家之舊記ヲ以可決之事也、

御諸神社ノ鎮座由來、神木杉ヲ用ルニ依候、歌ニモ、シルシノ杉ハ、三輪ト當社ニ限リ候、

一 田中社ハ、猿田彦大神ニテ、延喜式内、飛鳥田神社也、俗ニ飛鳥田神社ハ、人丸ト相傳儀ハ、延喜式ニ、一名柿本社ト有之故、柿本人丸ト牽合附會シタル説也、此説、元、田ノ中、柿、木ノ本ニ在リシ故、田中社、又ハ柿本社ト號シ候、必、人丸ニテハ無之ユト也、

△驗の杉

稻荷神考證

また或書に、社家の説なりとて、神告も併祭も同じ年月に係て、田中社の下に飛鳥田と註し、四大神の下に三諸と註せり、その飛鳥田、三諸の説も信難し。○中さして其稻荷社に併祭れりと云、田中神の本社は、三代實錄に、貞觀五年五月廿二日甲申、勅遷山城國廣幡神、田中神於愛宕郡伊佐彌里、以舊社近於汗穢也、とみえたり、舊社は詳ならず、下鴨の南、賀茂川の東に、田中村あり、舊社、十訓抄に、和泉式部、忍びて稻荷へ詣てけり、田中の明神の西のほどにて時雨のしけるに、(中)略開集にもみも、今愛宕郡東福寺門前、田中町に、田中神社あり、地理も合ひてきこゆれば、これなるべし、稻荷神社に近き所なり、古伊佐彌里は、こゝなるべし、此神を里俗、稻荷の叔母神といへり、此神を別に稻荷社にあはせ祭れるなり、又四大神と稱へるは、いかなる由にて稱へるにか、意得がたし、四大神とは、合せて稱へるにか、又第四の神と云ふ由なるか、上に擧たる神祇拾遺の説、又社家の説に、三諸といへるも、共に信がたし、今稻荷山の中峯の麓、御前谷と云ふ處に、四大神の社趾ありとぞ、はやく其處にもうつしま

つれるを、又其處より遷して、田中社とよむに、稻荷社に合せ祭れるにもやあらむ、

○官幣大社稻荷神社明細圖書

一攝社二座相殿

北端 田中社 神名不詳、舊神官ノ傳ニハ、建角身命トモ、大己貴命トモ、猿田彦大神ニ大歳神ヲモ合祭スト云リ、
南端 四大神 大八嶋神トモ、三輪大神トモ、舊神官ノ傳ニハ、大己貴神トモ、大己貴幸魂ニ、下社、中社、上社ノ三神奇魂ヲ合祭ストモ云リ、

一攝社大八嶋神社

周圍玉垣而已

祭神 四大神トモ、三輪大神トモ云へり、

○古今著聞集 五 和歌

境外攝社

和泉式部、忍て稻荷へ參けるに、田中明神の程にて、時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童のあをといふものをかりて、きてまゐりにけり、○下

△験の杉

十訓抄に、和泉式部、忍びて稻荷へ詣てけり、田中の明神の西のほどにて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田刈りける童の、あをを云ものをこひて、着てまゐりにけり、(下略)この事、古今著聞集にもみゆ、今愛宕郡東福寺門前、田中町に、田中神社あり、地理も合ひてきこゆれば、これなるべし、稻荷神社に近き所なり、(相殿攝社 項參觀)

△稻荷神社考

古今著聞集卷五に、和泉式部、しのびて稻荷へ参けるに、田中、明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田刈ける童の、襖と云物を借て、着て参りにけり、と見えたるは、即此社なり、東福寺の東南より、稻荷山に至る坂路を還坂、また車坂とも云ふ、此山に詣る古道にて、此坂路の邊に田中社は有けるよし云傳ふ、

△雍州府志卷九古蹟門下 紀伊郡

田中社跡 在九條、今、稻荷社前、田中社、古在斯處、凡此邊地主之神也、年々洪

水侵斯地、故遷今處、古和泉式部、詣稻荷社時、於田中社前、借襖於牛豎、則斯處也、

△菟藝泥赴

田中社 本社の北五六町にあり、今は本社に祭るとかや、○中略和泉式部、いなりへ参りけるに、○下略

△山城名勝志十六 紀伊郡

田中明神坐大和路、稻荷社、北五町半

著聞集云、和泉式部、忍て稻荷へ参りけるに、田中明神の程にて云云、○下略

△山城志卷六

田中神祠有二、一在東福寺門前、田中町、和泉式部將詣、稻荷、適遭雨降、借錢笠于神祠傍、即此也

○業資王記

元久元年三月廿六日己丑、稻荷下社神主忠清來申云、去頃、田中明神近邊、在家強盜亂入、旅人遂出之間、被切歟、件旅人、参明神、血付玉垣云云、予曰、如此事、先例

如何、忠清云、於社執行祓云云、

○遺都名所圖會卷之二

田中社 大和大路、三橋の南三町目にあり、祭神、稻荷五座の一種なり、世人稻荷、叔母神なりといふ、古は田野の中にあり、故に名とす、

△京羽津根四

田中社 三の橋の南三町、海道の西にあり、

祭る所、稻荷五座の其一なり、俗に稻荷の神の叔母御前なりといふ、古へは此邊一圓の田にして、其中に社の在しゆへ、田中の社といふ、又客人神、又大歳神ともいふ、祭禮、稻荷同日にて、神輿又同し、

○稻荷谷響記

田中社ノ舊跡ハ、東福寺門前田中町ニアリ、今ニ小社アリ、古老傳云、昔日ハ社地廣大也、今ニ狹キモノハ、延應ノ比、東福寺御建立ノ時、寺家ノ領地トナルモノ多シト也、

○御殿預荷田信友日記

元祿七年九月十六日、今日田中社下遷宮也、

○白川家御日記

弘化五年戊申二月廿七日辛未、

風折烏帽子
狩衣淺黄差貫着用

一稻荷社江未半刻頃より

参向 時岡紀俊

途中 乘駕 麻上下着
士兩人

田中社江御初穂

青銅五拾疋御供備也

長柄傘沓持
笠籠一荷

六尺四人手明一人
都合従者十人

右者第一攝社田中社、伏見街道本社鳥居前、二町斗北西側ニ社有之、今度御修覆相催、則今夜戌刻下遷宮ニ付、兼日自一社依願、如先例、爲檢使、御差向、尤本社江向申刻過着、羽倉攝津守宅ニ而休息、酉刻過社司同時ニ彼社江参向、着座罷在、遷宮之式無、滯相濟後、御家御代拜勤仕、戌半刻頃出立、亥刻過歸宅也、

○白川家稻荷執奏留

嘉永三年五月廿五日、晴、
一本社江向未半刻頃ヨリ参向

風折烏帽子
狩衣淺黄差貫着用

時岡紀俊

途申長棒駕籠
從者麻上下着

士兩人
長柄傘持

燈籠一荷

六尺四人
手明下部一人

都合十人召連

田中社江御初穂

青銅五十疋奉書包總掛ニテ
結居臺暨脚ニテ

右ハ攝社田中社去々申年二月廿七日下遷宮後社地社頭御修覆取掛居候處
右出來今夜酉刻正遷宮ニ付如先例爲檢使御差向申刻頃本社江着最北ノ鳥
居前ニテ下乘之處社役人一人右鳥居之内ニ出迎居直ニ休所羽倉攝津守宅
江案内於彼方坐敷休息罷在候處爲一社總代羽倉下野守挨拶罷出今晚遷宮
之次第書并参仕之社司交名書等差出ニ付落手畢ル、○中
過刻於休所羽倉下野守ヨリ差出遷宮次第書参向之社司交名書如左、

田中社

正遷宮之儀

先着于着到所、田中社境内、以假建爲其所、

次修祓、

次以神人一臆問具否、

次手水社務家催訖庭上列立、

神人候社司之後、先是、執妻家司、着于幄屋有誘引、

次中神主参假殿奉迎開御戸、

稱誓一統平伏本殿假殿燈臺、豫供之、

次供朝神饌御陪膳中社神主、

御手長正祝役送田中社祝、

次御殿預参本殿開御戸、

次御先神人白杖衛士候于假殿之基南北分頭、

次令消諸火、

次神人二齋敷、此間家司 庭道布單、下庭上

次正祝參假殿發聲、御先神人把榊、繼聲、田中社祝捧神璽、戴之庭上、奉成于本殿、此間一統平伏、御殿預奉安鎮于內陣、垂帳、

次卷庭道布單、不令人踏之

次本殿庭上、令明諸火、御殿預復座、

次渡御被爲濟之由、告家司、

次一統參本殿前、神人敷、中神主奉幣、田中祝役送、祠官一統拜、祝供御幣於神前、

次中神主供神饌、御手長役送如前、一統拜、

次奏里神樂、神樂畢、撤神饌、

次中神主自執奏家之幣物、供神前、

次家司進神前、着座代拜、畢、退下、

次奉送鎖御戸、一統退出、

(參向社司交名略之)

△上社祝秦公昌日記

嘉永三年五月廿五日、田中社修覆出來、付今晚酉刻、正遷宮也、

○官幣大社稻荷神社明細圖書

境外攝社田中神社明細圖書

一京都市下京區本町通廿四丁目鎮座

一稻荷神社攝社無格社田中神社

一祭神 田中大神 神名不詳

一鎮座年月并由緒不詳

一境內坪數百三坪三分六厘

一建築年度不詳

一本社へノ距離凡六町

社殿枿造丹塗

此建坪九分

表門

中門

△稻荷神社年中祭典日

十一月

田中社火焚祭

十一日

○山州名跡志

境内末社

稻荷宮

末社

御倉上社(蓋謂奧宮歟)

白狐社

長者社

在本殿後丘西向

在同所前西向

在若宮丑寅丘南向

荷田社

在右社東地主神也

蛭兒社

在右社東

猛尾社

在右社東

若王子社

在右社東

日吉社

在右社東

八幡社

在右社東

已上社一棟南面

伊勢兩宮

在右社東

○稻荷谷饗記

一白狐社元云命婦社是也

西向

右社ハ、上之御殿、北瑞垣ノ内ニ在ス也、間敷表七尺二寸、奥行壹丈貳尺五寸、但丹塗金物アリ、後ニ狐穴アリ、所祭專女三狐神也、近代神前ニ木像ノ白狐ヲ安置ス、故ニ白狐社ト云、昔山上ニ命婦社ト云、アリテ、則三座下山ノ時三

座ノ側ニ遷サルト云ヘリ、社司等天正記ニ、奥之命婦社ト見エタリ、

△明月記

建永元年八月十六日、御幸稻荷於鳥居内、御禊了、入御、御奉幣了、命婦御幣了、還御、

△業資王記

仁安四年四月一日戊辰、稻荷命婦社間、人死云云、仍祭延引云々、

△後鳥羽院御記

建保二年五月廿日甲寅、雨脚爲滂沱、今日可參稻荷社、已刻由令催之、○中已、三點參稻荷社、○中奉幣如例、○中次余參命婦奉幣如例、次令下向、

△葉黃記

寶治二年八月五日己卯、晴、今日上皇(後深草)可有御幸稻荷祇園兩社、○中經、大和、大路、着御稻荷社於鳥居外、下御御輿、入御鳥居、供御手水於庭上、有御禊、○中次經、廻廊内、參御命婦、御奉幣、親清申祝、給祿如初、次還御、

△驗の杉

稻荷神考證

色葉字類抄には、中宮命婦とあり、また建永元年の明月記には、八月十六日、御幸稻荷於鳥居内、御禊了、入御、奉幣了、命婦御幣了、と記されたり、この命婦は別社のごとくにきこゆ、此御幸し給へるは、後鳥羽上皇に坐しませり、今上、社の右に命婦社あり、白狐社ともいひ、

△稻荷神社考

命婦社

又白狐社と云は、土祖を祭れる社の下に、白狐の住たるより、白狐社と云事となれりと云り、

△稻荷社事實考證記

白狐社舊奥命婦社是也、近來白狐社ト云、

社司傳來記云、永享十年正月五日、三前御殿壇下北東之方ヨリ遷座、作窟也、

山上命婦塚ニ摸シテ也、奉齋ル所專女三狐神、兩狐ノ窟于今現在其上ニ社ヲ造營、此神ヲ祭ルコト傳アリ、號命婦社、コト往昔雌雄兩狐ニ被授命婦官、以來ノ號也、後三條院延久三年行幸ノ時、今日ノ形アリナ、附屬スル所ノ雌雄ノヲ狐ヲ命婦ト稱ス、コノ社ノ下ニ窟アリ、テ常ニ住ス、依是之ヲ命婦形ノ社トモ云、

明應八年十一月、造營成畢、奥院命婦形社大邊

按ニ命婦形ト云ハ、ホラ形ノ社ト云義也、

天正年中被加修理、天正十六年社附奥之命婦是也、

元祿七年御修理之時、上御殿之北ニ依古實作窟、

當時雌雄命婦ノ住所、入奥山コト一町半ニ窟アリ、命婦谷ト云、毎夕此所ニ食物ヲ運送ス、

後世俗ニ白狐社ト稱スルコトハ、寛永年中、フト上御殿ヲ奥命婦社ト誤傳セシヨリ、命婦社ニ白狐ノ名稱ヲ附會シタルモノ也

○稻荷谷響記

一長者社

南向

右社ハ、上ノ御殿、麓北ヨリ乾角ニ在ス、間敷表四尺貳寸、奥行六尺、丹塗、彫物金物飾アリ、此社ハ、秦氏ノ社司等ガ祖神也、所祭秦氏長者、祖靈神也、故長者社ト云、家系ニ當社ノ攝社、秦宿禰等之祖神也、秦氏長者奉齋祭、故謂長者社云、

△稻荷社事實考證記

長者社 又鴨社、秦氏祖神也、每歲四月酉日、祭祀執行秦氏第一神主奉仕ス、

社司傳來記云、永享十年正月五日、遷座于山下、

明應八年十一月、修造成畢、

天正年中、被加修理、

元祿七年、御修理之時、遷于今御在所、

△社司年中行事、祭日儀式

始祖祭 八月八日、秦氏祖靈社ノ祭ヲ云、

卯刻、秦氏一同齋服、單ヲ着シ、始祖社、則長者社ニ於テ大西、森、松本ノ三本家、年番ニテ祭典ヲ執行シ、神饌モ三家年番ニテ調進ス、

△稻荷社古今事實考證

○伊呂俱秦公

稱德天皇天平神護元年八月八日、神去

明和元年八月八日、甲申 千年遠回祭奠

文化十一年八月八日、 千五十年祭奠

○稻荷谷響記

一荷田社

南向

右社ハ、長者社ノ次、東ニ相並ベリ、間數、表三尺、奥行四尺、丹塗也、此社ハ、荷田氏ノ社司等ガ祖神也、

△稻荷社事實考證記

荷田社 荷太夫神、龍頭太、每歲十二月十三日、祭祀執行、荷田氏社司等第一奉仕、

社司傳來記云、永享十年正月五日、遷于山下、

明應八年十一月、荷太夫神龍頭太社修造、

天正十六年、被加修理、

元祿七年、被加御修理、遷于今、御在所、

傳聞、古此地有農夫、其頭如龍、而有光、神人問曰、此如何者、對曰、吾在于此地、

山神也、姓、荷田、名、龍頭太、願與汝耀靈地、護國土云云、予按、神人ト傳フルハ、

伊呂俱公ナラン、九條家雜書云、昔此地有老翁、田樵爲業、其面如龍、有光耀、

號、龍頭太、其姓曰、荷田、

△社司年中行事、祭日儀式

荷田祭 十二月十三日、荷田氏祖靈社ノ祭ヲ云、

卯刻、荷田氏一同齋服、單ヲ着シ、荷田社ニ出仕、神饌供進、祭典ヲ執行ス、羽倉

家ノ者一同參拜、神饌ハ御殿預目代ノ兩本家、隔年ニ調進シ、必ス神饌ニ梅

花ヲ添フ、

△稻荷社古今事實考證

○荷田氏祖、龍頭太夫

文化十三年、千年祭祀修行、

○稻荷谷響記

一五座相殿

南向

右社ハ、荷田社ノ次、東ニ相並ベリ、間數、梁行四尺、桁行壹丈、丹塗、所祭、中央若王子、左日吉、右猛尾、東八幡、西蛭兒、以上五社也、

一兩宮社伊勢兩大神宮也

南向

右社ハ、五社相殿ノ次、東ニ相並ベリ、間數、表五尺、奥行三尺八寸、白木造也、

一熊野社

南向

右社ハ、藤尾社ヨリ三十步餘、東ノ方ニ在ス小祠ナリ、表間數貳尺六寸、奥行三尺三寸ニシテ、丹塗ノ社是也、

△稻荷社事實考證記

熊野社 蛭兒社 猛尾社

社司傳來記云、永享十年正月五日、奉勸遷于山下之末社也、

兩宮 八幡宮 日吉社 若王子社

社司傳來記云、永享十年以後、造立之末社也、此外ニモ永享後ノ再興アリシガ、今退轉之末社有之也、

○正祝秦公洵日記

天保十年三月十六日、此日、熊野社假遷宮、(又見于白川家)四月廿五日、熊野社修覆出來ニ付、今晚戌刻正遷宮也、

○稻荷谷響記

一藤尾社 又云、崇道天皇社、又此地云、天皇塚、

右社ハ、表鳥居ヨリ四十步餘入、北側ニ森アリ、此所ニ在ス社是也、間數、表貳尺四寸五分、奥行三尺貳寸ニシテ、丹塗ノ小祠也、

此神ハ、藤森神社ニ勸請シ奉ル崇道天皇也、毎歲五月五日、藤森祭禮ノ夕、神輿三基、藤尾神前へ神幸アリ、稻荷社ヨリ神饗シ奉ル、此時、當社ノ神官等、件ノ神輿ヲ迎へ奉ル、當社社式ノ一也、

△菟藝泥赴

稻荷社

末社

天皇社 今の藤森崇道天皇也、今天皇塚と云ふ、

△雍州府志神社門三

藤杜社 在稻荷社南是所祭早良親王也、○中斯社始在今稻荷社地弘法大

師稻荷神社自山上移今處時令移藤杜社於今處今藤杜祭日於稻荷馬場

有競馬之儀是元依爲藤杜之地也舍人親王攝社而是元地主神也今稻荷

社馬場北有天皇塚是則所葬舍人親王也、

△延喜神名式比保古

稻荷神三社

起謂今社地藤尾郷也、以舍人親王之神靈祭此地、號藤尾大明神也、其後、以稻荷三神遷此地、以藤尾神遷藤森、藤森弓兵政所、今藤尾號稻荷村也、

△花洛名勝圖會東山之部八

稻荷神社

熊野社 藤尾社共に樓門と鳥居の間北側にあり、當社は藤森の舊祠なり、彼社

陵とす、藤森記云、葬于山背國深草山麓、藤尾社、古藤森なり、今稻荷本社の後林中、

△稻荷社事實考證記

藤尾社

或記云、稱德天皇御宇、神護景雲年中、當國紀伊郡藤尾地鎮座云云、

○玉山稻荷神社御遷座略記

玉山社御由緒書舊神職松室重勸ヨリ宮内省へ差出候由緒書

玉山稻荷大明神御鎮座之儀者、東山天皇御在位之御時、宮中ニ被爲祭候御鎮

守ニテ、寶永五年十二月、依仰御預リ奉申上候、

於當社者、社地社領之類無之候ニ付、年年爲神供料、白銀貳拾枚ツ、御貸被爲

在、二月初午、四月八日、十一月八日等之御祭日ニ、御祓献上仕候得者、金貳百匹

宛被下候、

一時々御撫物被下候テ返献之節者、白銀五枚宛御奉納被爲在候、
一御造營、御修覆等之節者職人ノ積書ヲ以テ御願申上候ハ、願之通被仰付候、

一御一新之後モ、明治三年七月、十二月、同四年七月等、三ヶ度宮内省ヨリ白銀拾枚、代金六兩壹分被出候、

一御被献上モ、明治四年二月初午、宮内省へ差出候處、此後者御沙汰有之候迄不及献上旨、從宮内省被申渡候、然ル處、明治四年十二月、從御内儀、御備物御差止メ之旨、御達ニ相成候得共、神慮之程モ恐多奉存候ニ付、至唯今私費ヲ以テ、神供已下諸費仕居候、御調ニ付此段申上候以上、

明治七年八月

御領守預 松室重勸印

遷座由來

京都府管内、山城國愛宕郡第壹區、高野村鎮座、東山天皇御尊敬之玉山稻荷神社、寶永五年ヨリ同府貫屬士族松室重勸、御預リ申居候處、宮内省ヨリ、神體其

儘打捨候事ニモ相成間敷義ニ付、伏見稻荷神社江合祀可有之旨、京都府江御達ニ相成、即當社江合祭可致該廳ヨリ御達有之候處、當社本宮へ合祭難致候間、御神祠共御遷座ニ相成候様、該廳へ協議之上、其經費積書ヲ以テ申立候處、本月十日、宮内省ヨリ御下渡ニ付、別紙略圖之通、御境内差障無之場所ニ建營仕度、依之圖面相副上申仕候間、至急御指令被下候様、此段奉伺候也、(圖面)
但御遷宮日ハ、伺濟之上、追而申牒可仕候、

明治七年十月十二日

稻荷神社大宮司安江靜

教部大輔穴戸璣殿

指令

伺之通

但京都府へ可届出事

明治七年十月十八日

教部大
輔穴戸
璣之印

明治七年十一月六日、午後三時御着輿、八時若宮殿へ假御遷宮相濟候事、
八年四月一日、神殿建築落成ニ付、上棟祭執行(式并祝詞略)
同月二日夜、正遷宮

社格稟定

玉山稻荷神社之儀當社之末社ト相心得候テ宜哉此段奉伺候也、

明治八年二月十日

同 少宮司野間正綱

稻荷神社大宮司安江 靜

教部大輔、穴戸璣殿

指令

伺之通三月廿三日 印

祭日稟定

先般御遷座ニ相成候、玉山稻荷神社、是迄夏祭奉仕致來候儀ニ付、當年ヨリ八月十五日ト相定、祭祀奉仕、兼該社ニ有之候小神輿ヲ、下京第卅一區、本町通東

福寺門前町ニ有之候當社攝社田中神社迄神幸、暫時駐輿、直様還幸、神事執行仕度、御支障無之候哉、此段奉伺候也、

明治八年六月廿三日

同 少宮司野間正綱

稻荷神社大宮司安江 靜

京都府知事長谷信篤殿

指令

差支無之候事

○官幣大社稻荷神社明細圖書

一末社

白狐社

祭神

不詳

兩宮社

祭神

伊勢兩宮

八幡宮社

祭神

應神天皇

日吉社

祭神

大山咋神

- | | | |
|-------|----|-------------------|
| 若王子社 | 祭神 | 不詳 |
| 猛尾社 | 祭神 | 須佐之男大神 |
| 蛭子社 | 祭神 | 事代主神 |
| 長者社 | 祭神 | 玉依比賣神 |
| 荷田社 | 祭神 | 荷田殿、嗣、早
龍、四靈合祭 |
| 熊野社 | 祭神 | 伊邪那美大神 |
| 藤尾社 | 祭神 | 崇道盡敬皇帝 |
| 玉山稻荷社 | 祭神 | 本社ニ同シ |
- △稻荷神社年中祭典日
十一月
- | | |
|--------|----|
| 藤尾社火焚祭 | 五日 |
| 玉山社火焚祭 | 六日 |
- 社務所日誌

境外末社

明治十四年三月十五日末社白狐社、内外宮、五社合殿、荷田社、長者社、熊野社、藤尾社、正遷宮、

十五年二月廿三日、玉山社正遷宮、

○官幣大社稻荷神社明細圖書

一 境外末社

命婦社(上下)

祭神

稻荷大神分御靈

大神宮社

祭神

伊勢兩宮

京都市下京區九條町鎮座、由緒詳ナラズト雖、往古ヨリ此地ヲ以テ御旅所トス、

稻荷山舊跡附十二景

○雍州府志九古跡門

三峰 在稻荷山、三峰相連、是稻荷神始鎮座之處也、土人謂御壇、影向、杉樹在斯處、倭俗神之降臨、曰影向、每年正月五日、社家各詣斯處、稱御山參、(又見于西遊行囊抄十二)

△日次紀事
正月

初五日 稻荷社家御山參詣、在稻荷山上、稱三峰、是稻荷明神始垂跡之處也、土人或楓樹多、到秋、紅似錦、世所謂稻荷山、楓葉是也、

△稻荷谷響記

稻荷山三峰

當山ノ絶頂ニ有三峰、自麓十町餘、各相次テ高シ、上社、中社、下社、三所神座、舊蹟也、今ニ之ヲ上塚、中塚、下塚ト云フ、三峰古圖ニ、上塚南向、中塚下塚、西向云云、(又見于稻荷社事實考證記)

△稻荷社事實考證記

三峰三所舊跡本宮下中上社是也

社記云、當山東西七百間、南北五百五十八間、凡峯數十八箇所、谷數三十箇所、斗り、東ハ山科ヲ限、西ハ當社ノ地ノ堺ヲ限、南ハ深草山ノ堺ヲ限、北ハ泉涌寺、東福寺山ヲ限レリ云云、

○稻荷谷響記

稻荷山荒神塚

社司等傳來記云、荒神塚者、所祭山神也、(地主神四大神御鎮座之所也、又見于稻荷社事實考證記)

同御前谷又云遙拜所

御前谷ハ、石燈籠自坂至三峰遺筋也ヨリ東へ三丁餘、奥へ行ケバ一溪アリ、此ヲ云也、言フ心ハ、三峰三所ノ神前ノ谷ナリ、又谷ノ上ニ有古跡、此ヲ遙拜所ト云也、社司等傳來記云、昔日三峰ニ詣スル人、坂路峻阻ニシテ、登ルコト難キ者ハ、此所ニ於テ遙拜セリ、故ニ遙拜所ト云、又前溪ヲ御前ヶ谷ト云也、(又見于西遊行囊抄)

△稻荷社事實考證記

御膳谷一云御前谷神饗殿并竈殿舊跡

社司傳來記云、龜山院御宇、文永年中、始而田中四大神合祭、此時以前、本宮下中上社、三社之御膳殿也、合祭之後、爲五社之神饗殿、其傍有竈殿、今云神供所立ノ造也

權祝秦親賢云、麓ヨリ登ル見付ノ峰、昔、石燈籠跡、則山名石燈籠ト云、ソレヨリ壹丁斗、東行、北へ壹丁斗、行巽へ指タル谷アリ、山名ゴゼンガ谷ト云、其谷ノ指口ニ昔、下ノ御殿トテ、田中四大神トモ五社、西面跡東向云云、

○稻荷谷響記

劔石附燒及水同雷石當社秦氏之祖神長者社御鎮座地

劔石ハ、御前谷ヨリ上、塚ニ至ル道ノ傍ニ一ノ古跡アリ、一説ニ、劔鑄ト書ハ誤也、此古跡、別ニ有傳、

古老傳云、昔三條小鍛治宗近ト云モノ、當社ヲ尊信スルコト異、他、或時神告ア

リ、當山ノ土ヲ取テ以テ燒又ノ用トシ、此地ニ於テ告ノマ、ニ造刀ス、其利甚奇也、是ヨリ宗近世ニ高名ヲ得タリ、故ニ今ニ至ルマデ造刀者ハ、必ズ當山ノ土ヲ採テ燒又、土ニ用フ、其他凡ソ冶金ノ其職ニ幸有ンエトテ當社ニ祈ルハ、小鍛治ガ縁ニ因テ也、毎年十一月八日、當社ヲ勘請シ、庭燎ヲ設ケテ祭レリ、遂ニ俗呼デ吹革祭ト云(祭禮門諸神 事部參觀)且、劍石ヨリ十步餘、下テ有清水、之ヲ燒又水ト名ク、今ニ存在セリ、

雷石ハ、劍石ニアル大巖是也、古老傳云、昔此所ニ霹靂セリ、神人咒雷縛此巖、因以云爾也、

△神社啓蒙

稻荷

問、金工專爲主神何也、曰、古有小鍛治者、造劍戟、其利無能及也、一旦取當山埴土、以覺堪鎔又也、仍數爲埴土來往、且拜神矣、世不諳此理、徒爲金工守神、

△山城名勝志

稻荷神社

山

社家説云、山間有神坐跡、曰、御前溪、此溪北、有岩曰三雷岩、昔有神僧呪雷縛此岩云、

△西遊行囊抄

稻荷山

雷石 在御前溪之北、傳云、昔有神僧誦咒縛雷於斯岩、神僧今不知其名、疑是淨藏貴所乎、古説曰、淨藏或棲稻荷山、令神童取瓶花水云、然則任心使令鬼神者乎、(淨藏貴所事、見于扶桑略記)

○稻荷社事實考證記

劍石 又雷 舊跡 長者社是也、
又云、鴨社、

社司傳來記云、上賀茂大神之御母、當社秦氏之祖神也、此外、諸末社御在所之舊跡也、

劍石、雷石之事、有傳略之、

荷田社荷太夫神
龍頭太

每歲十二月十二日荷田氏第一奉祀ノ社ニシテ、永享十年正月五日遷于山下云、

○稻荷谷響記

人呼塚命婦塚是也

人呼塚ハ、下塚ト中塚トノ間ニアル塚也、凡人ノ野狐ニ誑^{ウラカサ}レテ行方不知^レモノアル時、此塚ニ詣テ祈願シ、其人ノ名ヲ呼バ必有靈驗、故ニ人呼塚ト云也、

今按、人此塚ニ詣テ祈願スルハ、命婦塚ノ因縁也、業資王記ニ、仁安四年四月一日戊辰、稻荷命婦社、間、人死云云トアル、命婦社ノ古跡ハ、蓋シ命婦塚ノ義也、(又見于稻荷社事實考證記)

○官幣大社稻荷神社明細圖書

一山上七箇所神蹟

丙

車坂及還坂

○山城名勝志卷六

稻荷神社

坂今日車坂、自東福寺東南至三峰坂路也、古稻荷行幸車經此坂云、又田中社、古在此路云云、

大鏡云、いなりの坂にて、この女ども見奉りけり云云、

堀河百首 おそくとくやとを出つゝ、稻荷坂のほればくたる都人かな忠房

還坂東福寺有、自今熊野詣稻荷山路、今日還坂、是古巡路也、世云、弘法大師、稻荷山被遷于山下、誤傳歟、花山法皇、清少納言ナド、猶山上へ詣給フ事分明也、然山

下峰	下社神蹟	一座
中峰	中社神蹟	一座
上峰	上社神蹟	一座
荒神峰	攝田中社神蹟	一座
劔石	末長者社神蹟	一座
荷田社	末荷田社神蹟	一座
御膳谷	往古此處ニ於テ神饌ヲ調供セリト云フ	一座

下遷歴年
紀不詳

閑居友云、ちかどろいなりの返り坂の岸の上に、あやしのこもひとつうちしきて、としいとおひたる入道、たゞひとりゐて、西に向ひてゆふ日をおおみて、さめくくとなくあり、

定家文書云、法性寺俊成卿ひがしは、上のいなりの返り坂のとなり、南への谷をかぎりてなり、北は、いなりのかへりさかのみちをかぎりてなり、

尺素往來云、相當初午へ御參詣勿論候歟、然者於還坂邊例式差楯一個縛桿兩三、檜破子、取肴風情、可令用意歟、

崇福寺

正法別傳云、建曆二年冬十月、移崇福寺、俗呼曰稻荷、還坂金塔是、

○山州名跡志十二卷

○稻荷坂 舊社ニ至ル道ニアリ、

○山城志

稻荷山 車坂、還坂、俱在山、北面謂之古道云、

△稻荷谷響記

坂トハ、車坂、還坂、ノコトヲ云、古老傳云、昔大和大路ヨリ三峰ニ詣ルノ坂道アリ、之ヲ車坂ト云、又坂道アリ、還坂ト云也、又今熊野ヨリ三峰ニ至ル巡路アリ云云、今按ニ、各其坂道存在セリ、車坂ハ、古池ノ北ニ相當レリ、古老傳云、昔日行幸ノ車此坂ニ至ル故、車坂ト云フト也、按ニ、車坂ノ道筋東福寺ニ至ル、之ヲ東福寺ニ於テハ、今ニ御車山ト號セリ、元來大和大路ヨリ三峰ニ詣ルノ本道也、然ルニ延應元年ニ、九條道家公、東福寺御建立之時、寺家ノ領掌タリ、又還坂ト云ハ、車坂ト云ヨリ南ニアル坂道也、則テ三峰ニ詣ル人ノ下向道ニシテ、尤モ便路也、台記ニ、歸路用歸坂トアル是也、(台記久安六年四月廿六日壬申、宿衣館、稻荷云々、其全文載於攝社門)

○蜻蛉日記

かみかみとのほりくたりはわふれともまたさかゆかぬこゝちこそすれ

○爲尹卿千首和歌

山人のいまうちむれて歸り坂その初うまのおもひ出つゝ

○永久四年百首

いなり坂さかしくとまる心かなみな杉の葉をふけるいほりに

○壬生忠見集

戯れの身にしあらねは稻荷山いのる日よりそさかはゆきける

神のやとみつの社にいのりすとけふより君とさかはゆかなむ

○雍州府志九 古跡門

稻荷社

房崖 在御前溪之北、僧房在斯處、昔日溪間有瀑布泉、今則亡、暗水涓々而已、

若遇炎旱、則村民叩岩求雨、必有應云、(又見于山城名勝志、西遊行囊抄)

△稻荷谷響記

房崖

僧正峰

房崖ハ、三峰ヨリ谷ヲ隔テ北ニ相當レリ、古老傳云、昔讀經セシメラレタル由、蓋道場ノ跡ナルベシ、

○山城名勝志卷六

稻荷山

扶桑略記云、淨藏或居稻荷山、護法隱形、採花汲水、

眞言傳云、權僧正稻荷山僧正峰ハ、此僧正行ヒ給ケル跡トナン申傳ヘ侍ル、(又見于)

于稻荷谷響記

池今本社東北五六町許入山中、有池、號新池、又古池、在山奥、

歌枕池の面にかけをうつさは稻荷山みつの御垣に波やたつらん、(又見于山城志)

△稻荷谷響記

池

當山ニ池二箇所アリ、新池、古池ト名ク、新池ハ、今ノ本社ノ前ヲ經テ、山中ニ入ルユト五六町奥ニアリ、古池ハ、新池ヨリ三四町計、北車坂ヨリ二町餘リ

新池及古池

南ニアリ、新古ノ名ハ、築ク時ノ先後ニヨル也。此池ハ、村民神田等ヲ作ル用水トナレリ、則チ池水當社ノ祓川ト云、ニ流レテ、大和大路ヲ經テ、西ニ流レテ、賀茂川ニ入合ス。按ニ、法性寺俊成卿御墓山林寄進狀云、東ハ上ノ稻荷ノ下、返、坂毘沙門谷ヘ行シ道ノ通、云云、南西東ヘノ谷、小池ノ上、南ノ山ヲ限リテ也云云、所謂小池ハ、古池ノコトナルベシ、又新池ノ邊、西北方ニ、弘法之池ト云、アリ、古老傳云、空海爲村民築一池、故弘法ガ池ト云也。此池今ハ涸渴シテ、松栢長茂シ、其名跡アルノミ也。

○山城名勝志十六 紀伊郡

稻荷山

瀧 本社、奥十町許、房、岸、有瀧跡、今水涸レ、少水而已、此流、在社頭、北、曰、祓川。

拾遺瀧の水かへりてすまは稻荷山なぬかのほりししるしと思はむ、(又見于山州名跡志、山城志、諸社一覽等)

△稻荷谷響記

瀧

瀧ハ御前谷ノ北ニアリ、今ニ微水アリ、其流水、泉涌寺ノ堺、谷川ヲ流レテ、東福寺、通天橋ヲ經、大和大路三橋ニ至リ、西ニ流レテ、賀茂川ニ落合ヘリ、

○稻荷谷響記

獨鈷水

神前ヨリ山中ニ入ルコト七八町計、奥、深草山ヘ至ル道ノ傍ニ有井、古老傳云、弘法大師獨鈷ヲ以テ此井ヲ堀ル、因テ云爾也。此井水、早魃ニアフモ不渴、依之早スル時、村民井ノ本ニ至テ雨ヲ祈レバ、必有驗。此井水流レ出テ新池ニ至ル、

(又見于山城志)

附 十二景

○稻荷山十二景記

平安之東南、有山、名、稻荷山、秀峰三層、松杉森列、蓋、在昔稻荷神祠之所在也。山西有今、祠、祠官信郷、祀事之暇、遊歷、山際、攀、嶂、岳、之、秀、發、探、泉、石、之、幽、邃、以、供、耳、目、之、

娛焉友人紀子方素能畫一日相携上於三峰臨眺之間寫一時之光景頌得數境而後玩之不措寤寐無忘於是再倡于方擇四時之風物可美之境周歲始得境十二圖以作橫披一軸左丞相應龍藤公賜題字大納公南溟藤君撰景名且書之山水之華不肖之喜何以加之重之有伊藤忠藏之詩清君錦之記故作一縮本屬劄附詩及記以貽同好而請於大方諸賢以求詩若文諸君苟無辭不啻盡鄉之志山靈之所喜復可知焉

明和己丑之春

稻荷祠官正五位荷田信鄉謹識

稻荷山十二景記

稻荷之爲神祠尙矣所奉之神曰倉稻魂命據世所傳播穀祈年神實司焉然奉神道家教者守而秘其說不可得而聞也其祠所在皆在京師稻荷山爲其起本地蓋其大總統云山以祠名又名三峰有祠官十三家其五爲宗其八爲支而奉社職者十八家而又有神人者隸焉祠官正五位攝津守荷田君字子晟者其先實係神之孫子以奉其禋祀自和銅四年至今日世家世職蓋千有餘年云荷田君頃選山勝

景十二爲圖以作橫披畫軸每景標題其名大納言南溟藤君撰景名且書之從五位下紀子方圖又附以諸家詩既而介高齋皮搨圖與由來徵予記據由祠舊在山上文明兵焚移就平地是爲今祠山皆青松蒼翠如潤秀麗可愛曰三峰翠黛祠北一水石橋架之傍多櫻樹花時一望如白雲有一朱樓面之曰祓川櫻花祠東入山里許泉出焉泉旁松杉森然氣象幽遠炎曦淫霖不復增損祈雨必効曰不涸流泉東南接深草山地勢平曠南眺伏見淀八幡如在眉睫生駒金峰諸山亦似來相迎地多松樹其最大者亦不過數尺曰平原矮松自不涸泉東北有巒登之西南遠近諸大川夕陽映射金彩浮動西北望見平安城曰孤巒返景平原之東登山坂道崎嶇尤宜夏雨曰阪道驟雨阪道北半里餘一巨石高丈許圍四倍苔蒙之狀古怪曰鱗岩蒼苔西北谷中杉木成林有楓數株風人之所題詠曰杉間青楓劔岩北谷舊有瀑布今唯有楓林急湍曰栗谷急湍自谷北東而登平楚蒼然比叡醍醐二山山科之邑十六一瞬可盡而牛尾之山玉蟾掛焉露散平蕪靄帶遙林月砧露蟲相和相答眼界耳境無不清幽曰三角明月三峰西麓有池周半里餘鳧鴈鷗鷺之屬

萃焉微霰密雪振翼碧波、瞰日晴景曬翅翠磯、曰新池、水禽三峰、極北有山童焉、西面愛宕、南囑鳩峰、杳俯于九條西岡諸邑、大雪新晴、旭日玲瓏、山如銀濤、川似素練、盡大地草木皆成白銀世界、而炊煙之爲翡翠色者、裊々然、嬾々然、千道萬縷、邑屋櫛比、人馬蠢蠕、觀之奇麗鮮明、不可名狀、曰童山、白雪、由之所具如此、云、予謂稻荷之勝、山舍神光、境近帝居、登覽之美、固當秀出、君之斯舉、豈不美哉、抑又君奉職禋祀、修潔祈禳、精誠以上報國家、下及民庶、益贊昇平、有美之慶者、可以見君之功績焉、奉職有狀、神錫純嘏、以獲於上下、而後君仁智之樂、可以永有矣、是予所望於君、而君之夙夜匪懈、既在人之耳目、不須予言、豈不益美哉、

明和己丑之春

越國文學播磨清絢撰

秦
姓

祠官及附屬諸役

○二十二社註式

稻荷

人皇四十三代、元明天皇和銅四年、辛亥始顯坐伊奈利山三箇峰、平處是秦氏、祖中家等、拔木殖蘇也、秦氏人等爲禰宜祝、供仕春秋祭、依其靈驗、有臨時被奉御幣、見又于諸社根元記、諸神記、師光年中行事、年中行事祕抄等

△神祇正宗

伊奈利ノ禰宜祝部等ハ、秦氏ノ者也、

△稻荷神社考

稻荷社、天曆勘文云、和銅年中始顯坐伊奈利山三箇峰、平處是秦氏、祖中家等、拔木殖蘇也、

此勘文にては、此神の顯れ坐るは、和銅年中の事にて、風土記の傳と異なるにやと見ゆれど、よく思へば、然にあらず、神の始て顯坐るは、上古秦、

公伊侶具が時にて、略○中其傳詳ならぬども其初秦氏人の所領地に顯坐
る神にて三座の御社をその地に營建て齋祭れる故に漸後には其氏人
等禰宜祝となりて仕來れりと云、

△稻荷社事實考證記

社司傳來記云當社者賀茂建角身命廿四世賀茂下社禰宜大山下久治良之
季子秦公伊呂俱或作和銅四年依勅命二月壬午祈年祭奉仕天下豐年依其
功改賀茂氏賜姓秦公厚褒賞焉上古用波陀二字當社秦氏之元祖也不混他
姓子孫永宜爲伊奈利社禰宜祝旨有詔命云云（又見于稻荷社古今事實考證）

△新撰姓氏錄考證卷之十三

秦忌寸神饒速日命之後也、

秦は諸蕃の別にて忌寸と云ふ姓も多くは蕃別にたまふも（鎮座門山城國のなるを此に秦忌寸とあるはいかなるにや考へかたし）（風土記參觀）

○稻荷神社由緒調書

一古來奉仕セシ姓氏種族並沿革、

當社往古ヨリ奉仕セシ姓氏種族ハ二姓トス、

秦姓

大祖伊呂具

賀茂建角身命廿四世賀茂下社禰宜賀茂縣主久治良季子或名作麟依勅命和銅四年二月壬午祈年祭於當社奉仕天下豐年賞其功改賀茂氏賜姓秦公厚褒賞焉上古用波陀二字不混他姓子孫永宜爲伊奈利社禰宜祝有詔旨、

本家三家

大西氏 松本氏 森氏

分家七家

○東大西氏 南松本氏 祓川氏 毛利氏 中津瀬氏 鳥居南氏 安田氏

右轉任職 神主禰宜祝年功進職ニシテ何レモ慶長以來非藏人ヲ兼勤ス、

荷田姓

大祖殷

雄略天皇皇子磐城王齋和銅四年御鎮座之後爲祠官、

本家貳家

東羽倉氏 御殿預家 西羽倉氏 目代家

右譜代職 御殿預、目代、家督直襲、

東羽倉氏ハ、又龜家トモ云、御殿預タルヲ以テ本殿、並初午賽銭ヲ收納ス、故ニ非藏人ヲ兼勤セス、西羽倉氏ハ、慶長、非藏人御再興以來之ヲ兼勤ス、

分家貳家

京羽倉氏 北羽倉氏

右當職無シ、氏人而已、何レモ慶長以來、非藏人ヲ兼勤ス、

○羽倉文書

荷田合祭、山背大兄之事、慥成記文有之哉と御尋候へども、此儀は家の面目にも成不申事歟候へば、さして用かたく候へども、此事承及居候故、大藏少輔存生之内、隨分吟味仕候處、花山家記録の中に慥に有之候段、承合候間、先書にて申遣候通、我等申儀相違無之段は、花山自觀殿へ密々御申入仕候へば、分明に御座候、必外へ御申觸候事無用に候、花山家ならては、此事外書にも見へ不申候へども、花山殿家記録慥成事故申遣候、

霜月十日

羽倉 齋花押

羽倉駿河守様

御返事

○

荷田家名乗字の傳之事、先書に主馬方へ重而可申遣と申候得ば、白川殿元祖伯職を延信と申候、此延信荷田家内縁に依て、延信の二字を兩家へ被下候御傳に而、於于今信にて、延にて、必通字に用候と承候、此儀は伯殿へ申合候へば、行々證明之記も出來候へども、只今之大納言へ御申出候事御無用に存候、延信と申御方は、花山院の御子、彈正尹清仁親王の御子に而、これより白川殿譜第之伯職に任じ被申、白川家神祇伯の元祖ニ而御座候、此義も大藏少輔存生之内吟味いたし候事に而御座候へども、時節到來不申候ゆへ、申出候事却而いかゞと延引之内、大藏卒去いたし候へば、我等一人之外、口外不申候、爲御心得、如此候、此事信詮公へ通字の事尋候へば、伯家よりもらひ候よし御物語ニ而候へば、伯家よりもらひ候ては、規模に成不申事故、その通と存候へど

も大藏など其後吟味いたし申候へば親王の御子ニ而伯家元祖より候へば申うけ候ても家瑾には成不申後世却而規模にも成候間兼て左様に御心得可被成候延信の御事は伯殿へ御尋候ても能知申事にて候

霜月十日

羽倉 齋花押

羽倉駿河守様

御返事

○ 當社參錢之事同二月初午共如前々其方可爲進退之狀如件

天正十二二月十五日

立以花押

稻荷

竈殿

○ 稻荷谷響記

職名人員

神官員數

一 神主三人

右ハ下社神主中社神主上社神主以上三神主ト云也此職ハ秦氏ノ禰宜祝等轉任職ニシテ給旨口宣ヲ以テ被補之又三神主ノ中ノ一職ヲ以テ被補社務是ヲ一社ノ總官ト云テ最モ重職也

一 御殿預目代各一人

御殿預ハ御殿ヲ預ル故ニ云御殿預家ヲ竈家ト云是也

目代ハ一社ノ總目代也右件ノ兩職ハ荷田氏ノ職權ヲ以テ被補之是神祇伯家補任セラルノ職也

一 禰宜祝十人

右ハ下社ニ禰宜祝五人中社ニ禰宜祝二人上社ニ禰宜祝二人田中社ニ祝一人以上合テ十人秦氏ヲ以テ被補之或ハ神主等不參ノ時禰宜祝等其關職ヲ補フ凡ソ下中上社ハ他姓ヲ不混秦氏一格ニテ奉仕進退スルコト自古至今凡ソ禰宜祝ハ秦氏次第轉任之職也

一 權職二人

權職トハ、權預權目代ヲ云、是荷田氏ノ人ヲ以テ被補之。

一 神子二人

右本山ニ於テ神樂ヲ奏スル巫女也。

一 神人五人并職事

右神事ニ預ル役人、各紀氏也、職事トハ、一社ノ職事也、神人一職兼役也、（稻荷神社由緒調書、神人職、爲尾崎家五家、辻家一家。）

一 雜仕一人

右ハ、社司等神事ニ隨フ節、饗宴等ノ事役之、紀氏之人也。

一 神樂男一人

右、本山ニ於テ神樂ヲ奏スルノ役人、紀氏之人也。

一 衛士三人

右、於神庭燒燎ノ事ニ預ル役人、於旅所兼役是亦紀氏之人也。

△國花萬葉記一ノ下

稻荷社 社家

松本主水 松本信濃 大西備前 大西主税介

松本左京 羽倉主膳 羽倉豊後 橋本長門

橋本若狹 森 出雲 森 加賀

△山城志六紀伊郡

稻荷神社

有社司十七家、神人五家、神巫、神樂人、御樂人、衛士、白丁等

△二都巡見記亨

稻荷山稻荷社

社家諸役人之覺

正官五人 禰宜祝十人 權職二人 神人五人

役人二人 神子一人 衛士二人

稻荷上神主 松本駿河守 社家 羽倉上總介

△和漢三才圖會七十二ノ本

稻荷社

社家 松本氏 大西氏 被川氏 羽倉氏 毛利氏 共ニ秦姓 行事人七

○白川家稻荷執奏留

稻荷社職社式之次第

一 神主方 三家秦氏轉任式

正官三人、禰宜祝十人

一 預方 荷田氏譜代職

正官二人、權職二人

右兩家者、當社御鎮座之故ニ付、先祖荷田殿龍頭太末社ニ被爲勸請、則荷田靈祭ト稱テ、自往古至于今、十二月十三日ニ祭之儀式執行仕ル一社之法式有之候、殊ニ龍頭太者、奇瑞之由來有之、其顔面ヲ被寫、御本殿之御内陣ニ納リ、當社

神幸還御之節、神輿之外ニ掛リ候右、荷田靈神之嫡流故、和銅年中御鎮座以來、歷代不易之神職ニ而、則御本殿、若宮殿、兩家方ニ譜代ニ奉所仕、當社根元之社司ト申候者、荷田氏兩家ニ而御座候、
一 御本社五社同殿合祭

下社 祠官下社神主進退

中社 祠官中社神主進退

上社 祠官上社神主進退

田中社 祠官御殿預進退

四大神 祠官目代進退

右之御本殿、并内外陣之御鑑共ニ、田中社祠官御殿預家ニ譜代ニ奉持仕候、

一 若宮殿 兩家目代譜代奉預 羽倉伯耆守

一 命婦社 三家下社神主 廻ニ奉預

一 并末社 長者社、蛭兒社、猛尾社、藤尾社、田中社、熊野社

一上之御殿

并末社 伊勢兩宮、八幡宮、日吉社、若王子社、荷田社

一文珠堂

一辨財天堂

一大師堂

一御湯本

一御神樂本

一御社札本

一御朱印百六石餘

内本家之者五人、爲家領譜代二拜領、

三家、今中社神主

大西近江守譜代奉預

三家、今正禰宜

毛利三河守譜代奉預

大西近江守

年番奉預

毛利三河守

羽倉伯耆守

三家之内、今氏人

松本筑後

兩家

御殿預

三家

下社神主

兩家

目代

三家、今中社神主

大西近江守

兩家御殿預

羽倉河內守

兩家目代

羽倉伯耆守

三家、今正禰宜

毛利三河守

三家、今氏人

松本筑後

右之外二職領配當

三家

下社神主

三家

中社神主

三家

上社神主

兩家

御殿預

兩家

目代

三家

正禰宜

兩家々來

神人五人

當職十七人

下社神主
中社神主
上社神主
御殿預
目代

右下中上神主、御殿預、目代、此五人ヲ正官ト申候、次ニ

正禰宜
正祝
權禰宜
權祝
下社禰宜
中社禰宜
上社禰宜

中社祝
上社祝
田中社祝
權預
權目代

以上拾七人

右三神主、御殿預、目代、此五人ハ、神事神供之節、御本殿五社之内陣ニ着座、一社之銘々ニ進退仕候、正禰宜以下權目代迄十二人者、御本殿之大床左右ニ列座仕候、

一自古來社法社式萬端之掟、御公家江之勤等之儀、一切三神主、御殿預、目代、右正官五人トシテ執事仕來候、

一明曆年中ニ、當社中絶之位階、初而御再興被成下候節、五社之祠官、正官五人者、一列同時ニ叙爵勅許被成下候

明曆三年十二月廿八日
叙從五位下

下社神主秦公慶 (森家)

同年同日

同斷

中社神主秦親修 (天西家)

同年同日

同斷

上社神主秦爲毅 (松本家)

同年同日

同斷

御殿預 荷田信詮(東羽倉家)

同年同日

同斷

目代 荷田延重(西羽倉家)

右之通、勅許被成下、其後段々昇進仕來候、

禰宜祝、權職者、正官ニ成不申候内ハ、位階之儀御願不申上候處、元祿年中ニ初
テ禰宜祝、權職、叙爵被成下候得共、加級之儀ハ、正官ニ入不申候得者、御願不申
上候、且又寶永年中迄ハ、職官位之儀、三家兩家分ニ、銘々ニ御願申上候得共、オ
ナシ社之職官位分ニ、銘々ニ願候事、且ハ不宜儀、自我意ヲ企候輩モ有之、色々
騷動仕候故、雙方和談之上、一社一同於無子細者、正官五人連判ヲ以言上仕候
様ニト、御傳奏伯家ヨリ靜謐之御下知狀被下置之、其後一社一同、禰宜祝權職
等モ、加級之御願申上、段々昇進仕、既ニ禰宜祝之内ニモ、四品迄勅許被成下一

社之大慶難有次第ニ奉存候、○中

一後陽成院之御時、御社領小地之御社江、神領御寄附之御叡慮ニ而、神官之輩

非藏人ニ被召出、則於當社目代荷田延次、慶長十一年、初テ被召抱、其後寛永

十三年、聽上北面叙爵任立蕃頭、其後段々從當社モ被召出候、○下

目代 信元印

御殿預 信名印

上社神主親冬印

中社神主親友印

下社神主親夏印

享保八卯年十二月

御傳奏

御雜掌中

○社司月番雜記

文化二年三月十六日、西町奉行江差出候、當社正官之來歷左ノ如シ

就御尋口上之覺

一當社正官五人歷代之儀御尋御座候此儀右正官五人と申候ハ、社務、下社中社神主、上社神主、御殿預、目代の五人を以正官五人と被相立候、右之内社務、中社神主、上社神主、三職之儀ハ、社司禰宜祝之内より、轉任職ニ而以次第昇進被仰付候、尤蒙勅裁、綸旨口宣等、度毎ニ被下置候、御殿預、目代、兩職之儀者、譜代職ニ而、代々父子次第ニ昇進被仰付、權御殿預、權目代より昇進被仰付候、右五人を文明年中より正官五人と被相立候儀ニ御座候、右之外禰宜、祝、權職等、十三職有之、各前文之通、以次第昇進被仰付候、右社司共儀者、和銅四年、當社明神御鎮座以來、凡千九拾年餘、社職無斷絶相勤、賀茂下上、松尾社司等同様ニ血脈相續ニ而、他姓之混雜無之、只今ニ至代々相續仕候、秦氏元祖之儀者、秦伊呂具、荷田氏元祖之儀者、荷田殿、右兩姓之社司、和銅年中御鎮座以來、連綿相續仕候儀ニ御座候事、

右之通相違不申上候以上、

文化二五年三月

同 目代 羽倉伯耆守
 同 御殿預 羽倉攝津守
 同 上社神主 中津瀬陸奥守
 同 中社神主 大西下總守
 稻荷社下社神主 大西三位

御奉行所

明治三年八月、神祇官へ差出候十箇條書附如左、上

一一社中職名之事

社務、下社神主一人 中社神主同 上社神主同
 御殿預同 目代同 正禰宜同 正祝同
 權禰宜同 權祝同 新權禰宜同 新權祝同
 中社禰宜同 上社禰宜同 中社祝同 上社祝同
 田中社祝同 權御殿預同 權目代同

右十八職、當時十六人

一位階

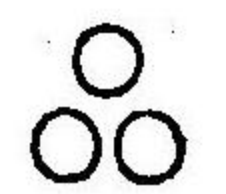
上古之官位、每家系譜之内ニ記候得共、任叙年月日未詳分茂有之候、尤中置年齡等不分明候得共、中世後者五位立其後追々加級、一同正四位ヲ爲極、社務下社神主、中社神主等ニ被補候得者、從三位、或ハ正三位ニ拜叙候、但神主家秦氏之流者、中置三年、

羽倉兩家荷田氏之流者、中置五年、或ハ四年、

一社僧復飾等之別無之候、

一家系

稻荷社司家秦氏起元



賀茂建角身命

號八咫鳥神、神皇產靈尊神孫也、神武天皇欲向中州之時、奉導於吉野天皇、嘉其功、厚褒賞八咫鳥名、從此始

玉依日子命

賀茂氏秦氏等之遠祖、號賀茂別鳥神、建角身命、要丹波國神野神伊賀古夜日女生子名玉依日子命、次玉依日賣命

玉依日賣命

號秦氏女神、元明天皇依詔、當社以玉依日賣命爲祖神、奉齋祀、自此奉稱秦氏女神也

大西家

初西大路 別稱竹林亭
後大西

伊呂具

賀茂建角身命廿四世賀茂下社禰宜賀茂縣主久治良季子
或名作鱗依 勅命和銅四年二月壬午祈年祭於當社奉仕
天下豐年賞其功改賀茂氏賜姓秦公厚褒賞焉上古用
波沱二字不混他姓子孫永宜爲伊奈利社禰宜祝有詔旨

禰宜 孝謙天皇
天平十六年補禰宜

山守

禰宜

鮒主

禰宜

伊比積

峯守

蔭清

種積

禰宜

伊比盛

禰宜從六位上

中家

改秦公更賜姓
秦忌寸

禰宜從五位下

魚主

賜笏

祝從六位下

森主

一分家
一世

禰宜從五位下

郷主

禰宜從五位下

清住

祝從五位下

清陰

稱西大路家

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

六三九

禰宜從五位下
分家
清道
平田祖
六世後絕家

禰宜從五位上
清主

禰宜從五位下
里守

總管禰宜正五位上
山陰

蒙以一禰宜可稱總管
永宣旨又可為氏
族長者 宣下等

禰宜正五位下
分家
家守
針小路祖
三世後絕家

總管禰宜正五位上
改秦忌寸更賜
陰滿
姓秦宿禰
為氏族長者

總管禰宜正四位下
陰高
為氏族長者

上社禰宜從五位上
高積

次男
為高
松本家 森家祖
忠弘 公賢 日 雨家
在別

次男
權祝從五位下
陰忠
分家
一世

中社禰宜從五位上
清高

總管神主從四位下
蒙可為神主
忠清
宣旨

總管神主正四位上
親清

總管神主從四位下
分家
清賢
新大路祖

中社神主從五位上分家
清良
東大西祖
元西小路
又西大路

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

上社神主從四位下

親守 分家一世

權禰宜 六四二

親良 分家新小路祖

總管神主從四位下

親行

總管神主正五位上

親氏

總管神主正五位下

親勝

總管神主正四位下

左衛門佐

親高

總管神主從四位上

兵部大輔

元親

中社神主從五位上

河內守 修理大夫

親成

權禰宜

親景

總管神主社務從五位上

大膳大夫 近江介

親森

總管社務神主從四位上

大膳大夫

親潔

總管社務神主正四位下

親世

兵部大輔

總管社務神主從四位下

修理亮

長種

總管社務神主從四位上

左衛門佐 相摸介

繼長

總管社務神主

親尙

總管社務神主從四位下

為內非藏人 以下同之

親修

正祝

親宣

氏人

親秀

分家 稱大西

昌安

紹家

氏人

親辰

稱大西

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

六四三

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

權祝 分家

親賢 坂川家祖

六四四

中社祝

親光

總管社務神主正三位

親友

總管社務神主正三位

親盛

氏人

清友 一分家

總管社務神主正三位

親臣

中社神主從三位

親憲

權祝正四位下

親寓

正祝正四位下

親篤 相摸守

正禰正四位

親眞 社司家 復歸

氏人

親保

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

六四五

大西分家
東
大西家

● 故前總管親清宿禰男
中社神主從五位上

清良

權祝

定良

總管神主從四位下

親經

正祝

親種

分家祖
三世後絕家

上社祝

親朝

總管神主正五位下

親村

氏人

經村

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

中社祝
親 藤

正祝
經 次

中社神主從四位下
之 經 兼族所神主

中社神主從五位上
親 之

氏 人
親 教

田中社祝
教 高

慶長十一年因非藏人御再興被召出以下同之
中社神主
親 明 采女正

中社神主從四位下
親 榮

中社神主正五位下
親 孝

正祝
親 忠

分家
宮川家祖

氏 人
正 軒

分家祖三世後絕家

上社神主正四位下
親 定

肥前守

上社神主正四位下
親 方

下總守

總管社務從三位
親 業

下總守

中社禰宜正四位下
親 寧

肥前守

總管社務從三位
親 典

權祝正四位下
親 禎

下總守

中社禰宜正五位
親 愛

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

氏人

親 泰 三郎

東大西分家

大西家

氏人

親 泰 初代

初代

大西分家

菰川家 初大西

故前總管素親昌三男

權祝

親

賢

為內非藏人
以下同之

氏人

親

豐

總管社務神主正五位下

親

賀

一男

御殿預正五位下

信 詮

為荷田信實養子相續

三男

總管社務神主正五位下

幸 親

分家
安田家祖

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

正禰宜正四位下

佐渡守

親茂

上社神主正四位下

佐渡守

直親

中社禰宜正五位下

常陸介

親富

氏人從五位上

越前介

親武

分家一世

正禰宜正四位下

佐渡守

親益

中社禰宜正四位下

佐渡守

賢文

上社神主正四位

親敬

中社禰宜正四位下

壹岐守

親恕

中社禰從五位

親亮

安田家

菟川分家



故前權祝素親賢三男

總管社務神主正五位下

幸親

為非藏人以下同之

中社神主正四位下

備後守

親冬

中社神主正四位下

安藝守

親教

一男

親夏

安藝守
分家

上安田家祖
八世後絕家

三男

親春

大學

稻荷神社志料

祠官及附屬諸役

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

四男

親覺

早世

六五六

五男

親秋

正禰宜正四位下

吉親

越後守

權禰宜正四位下

親宙

備後守

中社祝從四位下

親睦

安藝守

正祝正四位下

永親

松本家

神皇產靈之神孫賀茂建角身命
廿五世秦公伊呂具和銅四年依
勅稻荷社為祠官十八世之孫

總管正四位上

為高

總管正四位下

為賢

總管正四位下

忠賢

成賢

分家祖
三世後絕家

權禰宜從五位下

忠弘

總管

清忠

中社禰宜

清定

稻荷神社志料

祠官及附屬諸役

六五七

正統
親忠

總管
親憲

總管
爲憲

總管
親尙

親繼

爲繼

親弘

分家祖
四世後絕家

爲毅

爲量

昌爲

上社神主從五位下

下社神主從四位下

正禰宣正五位下

爲俊

分家
南松本家祖

爲安

中社神主

爲紀

下社神主從四位下
治部少輔

高經

社務

爲尙

親爲

爲經

總管

總管正五位下

爲寬

上社禰宜從五位上

伊豆守

爲勝

下社神主從二位

爲房

下社神主從二位

爲內非藏人
以下同之

爲縞

下社神主正三位

爲邑

中社神主正四位

爲鎮

新權禰宜從四位

松本分家
南松本家

爲俊

下社神主從四位下爲紀次男
社務從四位下
修理

爲豐

社務
修理

高廣

下社神主正四位下

爲音

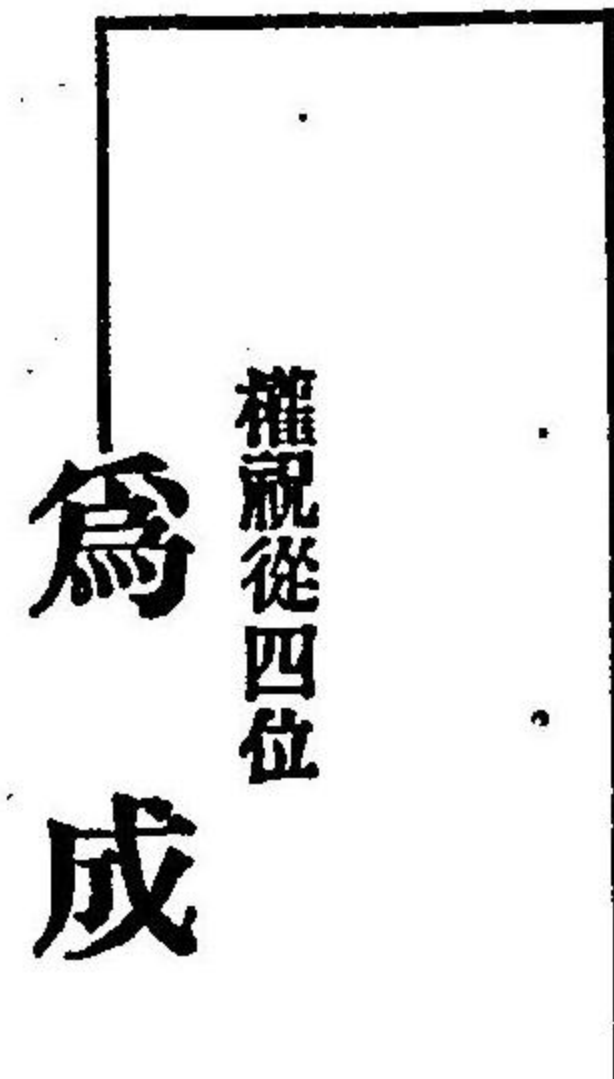
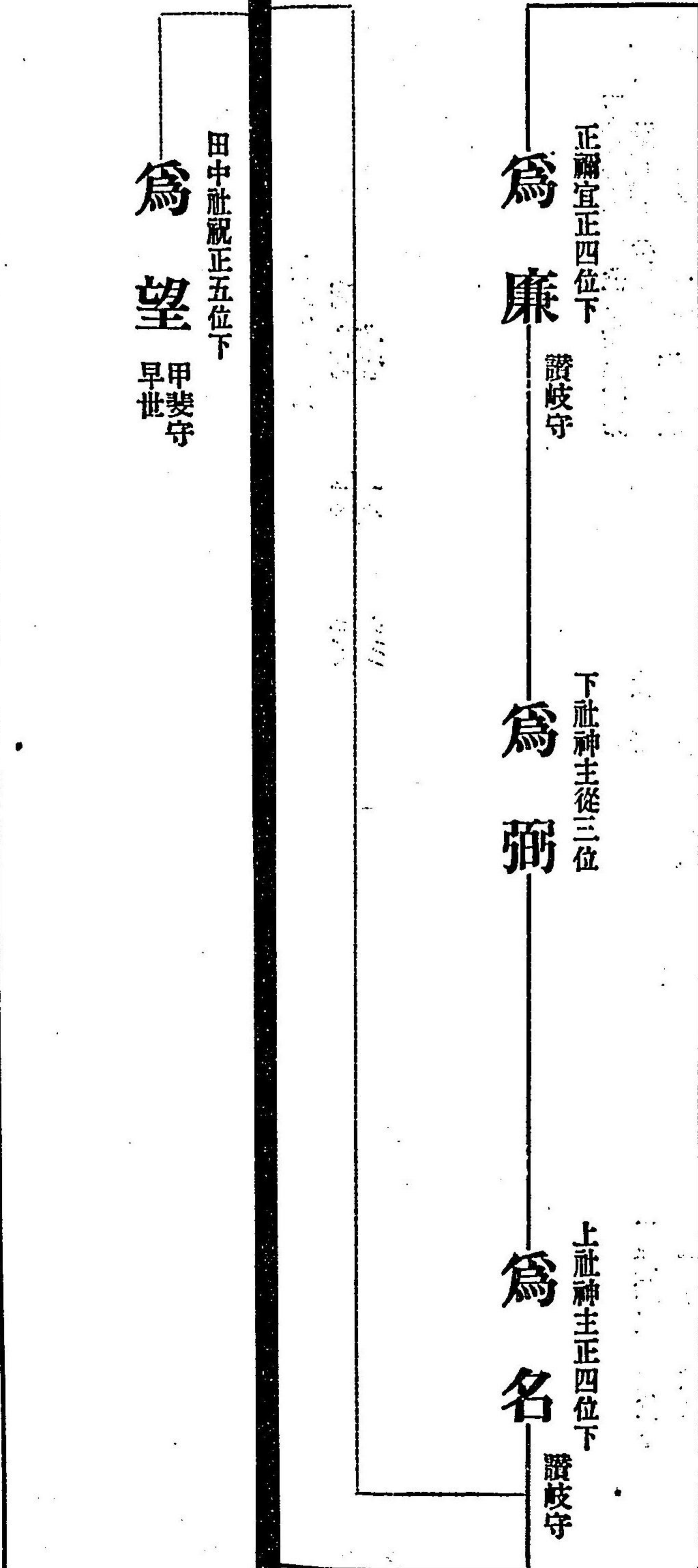
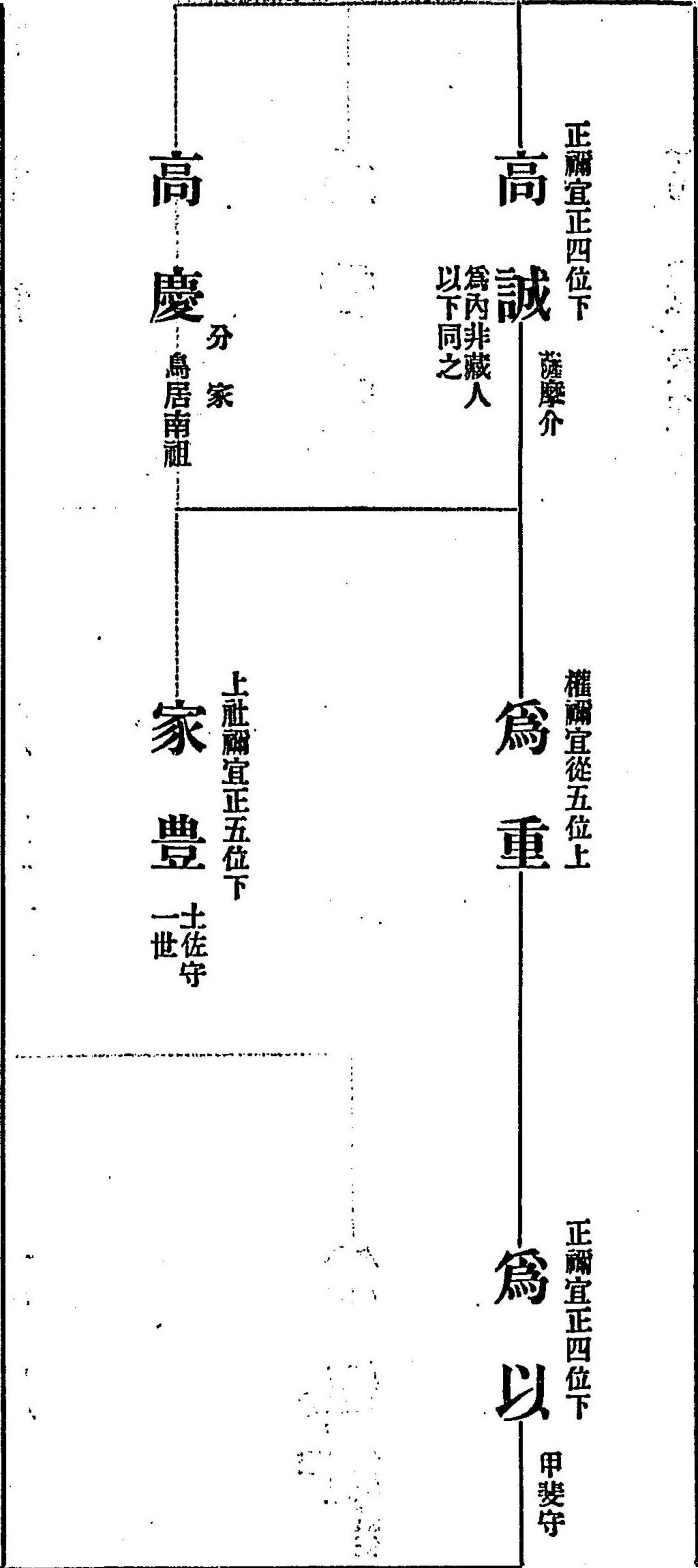
分家
中津瀬家祖

爲恒

分家
吉田家
四世後絕家

高豐

分家祖
二世後絕家



南松本分家
中津瀬家

社務從四位下爲俊男
權禰宜
●
爲音
爲內非藏人
以下同之

主水

社務從四位上
爲利

主水

社務主正五位下
爲親

主水

權禰宜從五位下
爲長

兵部

社務從五位下
爲次

右近

社務權禰宜從五位上爲寬男
爲勝
元文五年二月
本家斷繼

社務主從三位
爲雄

社務主從三位
忠熙

社務主從三位
忠絢

稻荷神社志料

洞官及附屬諸役

六六五

上社神主正四位下
忠紀

陸奥守

權禰宜正四位
忠勝

權禰宜正四位

田中社祝從五位
忠養

田中社祝從五位

南松本分家
鳥居南家

● 下社神主正四位下高廣次男
氏人兼非藏人
高慶

因幡介

權禰宜從四位下
高道

信濃守

中社神主正四位下
高任

和泉守

中祝正四位下
高教

信濃守

從五位下
高福

分家
一世

上神主正四位下
高督

和泉守

正禰宜正四位下
高方

和泉守

正權宜正四位下
高胤

新權祝正五位
高理

森家

●
神皇產靈之神孫賀茂建角身命
廿五世秦公伊呂具和銅四年依
勅稻荷社為祠官十八世之孫

為高

總管權宜正四位下
為賢

總管權宜正四位下
公成
或忠賢

總管權宜正四位下

公賢

總管神主從四位下

正盛

中社神主正四位下

公時

權禰宜從五位下

忠繼

上社神主

公信

分家
一世

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

成賢

六七〇
中社神主

公光
一分家二世

上社神主正五位下

公賴

總管社務神主正五位下

公弘

總管社務神主從四位下

公憲

公忠

分家祖
六世後絕家

總管神主正四位下

憲弘

上社神主正五位下

憲尙

正祝

公繼

中社祝

公清

分家祖

上社祝

公親

二世後絕家

中社神主從五位下

公富

三河守

總管社務神主正五位下

公爲

總管社務神主正五位下

公常

右京大夫

中社神主從五位上

爲重

中社神主

重高

總管社務神主正五位下

公慶

六七一
爲非藏人以下同之

稻荷神社志料

祠官及附屬諸役

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

上社神主

憲 尙 一分家 一世

六七二

上社神主

公 永 分家祖 三世後絕家

正祝

公 吏

氏人

公 村

總管社務神主從三位

公 廣

總管社務從四位下

公 建

分家祖 三世後絕家

政 也

氏人

公 位

一分家 一世

上社神主從五位上 分家

公 治

毛利家祖

氏人

公 高

中社神主從三位

公 林

中社神主正四位下

公 府

中社神主從四位上

公 麻

豐後守

上社神主正四位下

公 杓

三河守

上社神主從四位下

公 昌

三河守

上社祝從五位

公 種

社司家 復歸

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

六七三

森分家
毛利家

●
故前總管公慶四男
上社神主從五位上
出雲守
公治
氏人
公政
正祝從四位下
政也

正祝從四位下
美濃守
治建
氏人
公英
正祝正四位下
公滿
出雲守

中社祝從四位下
加賀守
公始
中社神主正四位下
出雲守
公溟
權祝正四位下
公溢
出雲守

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

氏人正五位下
公 廷

出雲守

上社禰宣正五位
公 楯

羽倉御殿預家

雄略天皇皇子
磐城王裔
荷田氏大祖

● 荷田殷

稻荷山之地主也
和銅四年鎮座後
為祠官

嗣

天平年中

早

延曆年中

龍

稱荷田大夫俗云龍頭太
弘仁年中

以上四靈合祭為荷田社

弘仁以後以十二月十三日為祖神祭日

右始祖四代後兩家分派系譜位記等殊昔日

天皇行幸當社之時蒙叙爵加階之家記盡為應仁兵火拂
地燒亡其後家傳之古牒少々斷續相見候得共今更難考

級依之明應以前除之注進不仕候

後裔

御殿預

延

秀

修理亮

御殿預

延

俊

修理亮

御殿預

延

胤

修理亮

御殿預

延

範

主膳正

御殿預

信

次

御殿預

重

利

主膳正

御殿預

信

當

主膳正

御殿預

信

吉

主馬

御殿預正五位下

信

詮

主膳正

後西院寛文三年正月廿六日
聽上北面叙從五位下任攝津守

御殿預正五位上

信友

主膳正

御殿預從四位下

信名

攝津守

御殿預正四位下

信郷

攝津守

延寶三年十二月廿五日
内非藏人出仕

權預從五位上

信章

石見守
早世

氏人

信壽

分家
北羽倉祖

權預從五位上

延武

豊後守
早世

氏人從五位下

信言

常陸介
分家一世

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

御殿預正四位下

信邦

攝津守

御殿預正四位下

信純

攝津守

御殿預從五位

信義

六八〇

御權預從五位下

延年

石見守
早世

羽倉御殿預分家
北羽倉家

氏人從四位下

信壽

河内介

氏人從四位下

信興

下野守

氏人從四位

信平

安永五年十二月廿五日
内非藏人田仕以下同之

氏人從四位下

信俊

河内守
早世

氏人從五位下

信貞

筑前守
早世

稻荷神社志料 祠官及附屬諸役

六八一

羽倉目代家

雄略天皇皇子

磐城王裔

荷田氏太祖

● 荷田殷

稻荷山之地主也

和銅四年鎮座後

爲祠官

嗣

天平年中

早

延曆年中

龍

稱荷田大夫俗云龍頭太

弘仁年中

以上四靈合祭爲荷田社

弘仁以後以十二月十三日爲祖神祭日

右始祖四代後兩家分派系譜位記等殊昔日
天皇行幸當社之時蒙叙爵加階之家記盡為應仁兵火拂地燒亡候ニ付
難相分候得共家傳古記少々系統斷續相見候分書綴註進仕候

後裔

廣

崎

光

師

康

延

儔

總目代

信景

總目代

時延

總目代從四位上

延盛

左京亮

總目代從五位下

延幹

出羽守

總目代

延憲

出羽守

應仁年間延幹依爲一山之棟梁以有威力權勢見詭骨皮左衛門
道源於當山上社之邊張陣與山名昌山之軍勢合戰而骨皮左衛
門不得勝利遂敗北而死故出羽守亦引率從類逃隱于他郷此時
家傳舊記多爲兵火灰燼因茲荷田家格至衰廢云々

總目代

延忠

總目代

政信

兵部大輔

目代

延次

左蕃

慶長五年非藏人
御再興之節出仕
以下同之

信勝

分家
京羽倉家祖

延重

筑後

信辰

玄蕃

信元

伯耆守

目代從五位上

目代從四位下

目代從四位下

信舍

出羽守

信之

伯耆守

信賢

伯耆守

目代從四位下

目代從四位上

目代正四位下

延要

信濃守
依病辭職

權目代從五位下

信資

伯耆守

有信

伯耆守

信度

目代正四位下

目代從五位下

目代從四位

良信

駿河守
依病辭職除籍

權目代從五位上

信敬

早世

權目代從五位下

羽倉目代分家
京 羽倉家

● 元豐國社祝
信勝

式部少輔

元和六年三月十三日
内非藏人出仕以下同之

信成

信尙

信建

信清

信里

氏人從五位下

紀伊守

信美

信愛

信充

氏人從四位下

上野介

氏人從四位下

丹後介

氏人從四位下

紀伊守

稻荷神社志料

祠官及附屬諸役

六八九

氏人從四位

信可

○稻荷神社記錄

明治四年十二月、神祇省達、

稻荷一社中

正三位梅溪通善儀其一社并男山八幡宮平野神社等就御改革御用掛被仰付候仍相達候也

辛未十二月

神祇省

同年十二月廿七日、京都府達、

一自今梅溪通善卿一社長官ト相心得總テ可及示談事

五年正月十一日、神祇省出張所ニ於テ社務以下末々ニ至ルマテ不殘神勤被

免旨被申渡

同日補任如左

大西親真

稻荷神社禰宜出仕申付候事

壬申正月十一日

神祇省

松本爲鎮

稻荷神社權禰宜出仕申付候事

壬申正月十一日

神祇省

同年三月廿六日梅溪通善當社御用掛被免

七月十九日

一任男山八幡宮大宮司兼平野神社稻荷神社大宮司 正四位梅溪通善

一任稻荷神社權禰宜 大西親眞

一任稻荷神社權禰宜 松本爲鎮

一任稻荷神社權禰宜 大西親愛

一任稻荷神社主典 毛利公楯

六年二月廿七日

一任稻荷神社少宮司 野間正綱

三月四日

一免兼官

男山八幡宮大宮司兼平野神社稻荷神社大宮司梅溪通善

三月廿七日

一任稻荷神社大宮司 安江 靜

同月廿八日

一任稻荷神社禰宜兼補少講義 大池眞澄

一任稻荷神社主典兼補義 桑田孝恒

一任稻荷神社主典兼補義 平山義三

一任稻荷神社主典兼補義 山田忠篤

四月十五日

一任稻荷神社禰宜兼補中講義 上井榮雄

一任稻荷神社權禰宜兼補少講義 林飛佐世

五月九日

二任稻荷神社禰宜兼補中講義

姊川濟吉

十月十日

一依願免本官并兼職

稻荷神社禰宜兼補中講義 大西親愛

十月十九日

一任稻荷神社權禰宜兼補少講義

山田綜太郎

十一月廿八日

一依願免本官并兼職

稻荷神社禰宜兼補中講義 大西親眞

七年二月十日

一任稻荷神社禰宜兼補中講義

稻荷神社主典兼補少講義 桑田孝恒

一任稻荷神社主典兼補少講義

川上龍三

二月四日

一任稻荷神社主典兼補少講義

小野好廉

四月八日

一任稻荷神社權禰宜兼補少講義

竹 良豐

十一月五日

一免本官并兼職

稻荷神社權禰宜兼補少講義 林飛佐世

十一月十八日

一任稻荷神社權禰宜兼補少講義如故

稻荷神社主典兼補少講義 毛利公楯

一任稻荷神社主典兼補少講義

二宮金之助

八年一月廿二日

一依願免本官并兼職

稻荷神社主典兼補少講義 二宮金之助

二月十四日

一任稻荷神社主典兼補少講義

河野通理

九年十月六日

一依願免本官并兼職

稻荷神社禰宜兼補中講義 姊川濟吉

十月十八日

一任稻荷神社禰宜兼少講 義如故

稻荷神社權禰宜兼少講 義如故 山田銚太郎

一任稻荷神社權禰宜兼少講 義如故

稻荷神社主典兼少講 義如故 川上龍三

十年十二月十二日

今般神宮并官國幣社神官被廢官制改革

一任稻荷神社官司

正七位安江 靜

一任稻荷神社禰宜

野間正綱

十一年一月廿九日

一任稻荷神社主典

桑田孝恒

一任稻荷神社主典

竹 良豐

一任稻荷神社主典

山田銚太郎

一任稻荷神社主典

川上龍三

一任稻荷神社主典

小野好廉

十二年九月十四日

一任廣瀨神社官司

稻荷神社官司正七位安江 靜

一任稻荷神社官司

松尾神社官司正七位近藤芳介

二十年四月一日

一官國幣社神官被廢職制改革

四月十一日

一補官幣大社稻荷神社官司(內務省)

近藤芳介

一補官幣大社稻荷神社禰宜(京都府)

羽倉良豐

一補官幣大社稻荷神社主典(京都府)

桑田孝恒

廿九年四月十四日禰宜羽倉良豐死亡

三十年四月廿四日

一補官幣大社稻荷神社禰宜

主典從八位桑田孝恒

一補官幣大社稻荷神社主典

羽倉信義

一補官幣大社稻荷神社主典

水野愛敬

十二月二十八日、宮司近藤芳介死亡、

三十一年一月

一補官幣大社稻荷神社宮司

從四位勳五等國重正文

三十三年十一月十四日

一依願免本職

主典水野愛敬

一補官幣大社稻荷神社主典

勳八等水室銑之助

三十四年十月廿七日、宮司國重正文死亡

十月三十一日

一補官幣大社稻荷神社宮司

官幣大社男山八幡宮宮司正六位 大貫眞浦

三十六年一月三十一日

一補官幣大社稻荷神社主典

森 守信

旅所役人

○日次紀事

三月

第二午日、稻荷祭御出、○中凡旅所散錢散米、田中采女、并生嶋右京受納之、此二人、斯邊土地之主也、

○諸國中行事大成三月

中午日、稻荷祭御出

今旅所の神主は、田中氏、生嶋氏、これを掌る、

△京羽二重大全

稻荷御旅所

社司 田中兵部

○稻荷谷響記

一旅所神人二人

右、旅所ニ於テ神事ニ預ル役人、生嶋、田中、ノ兩氏也、

一旅所神樂男員數不定

右、旅所ニ於テ神樂ヲ奏スル役人也、

△社司月番雜記

明治三年十一月十二日、神祇官ヨリ御尋之次第ニ付、總代持參差出候書面左之通、

一當社旅所之輩身分之儀、往古者從本社神主職兼帶仕、諸役人モ相應御座候得共、應仁年中兵亂後衰微ニ及、神輿渡御之祭禮式モ遂ニ中絶仕、旅所社頭荒廢シ、境内モ近村ヨリ守護仕居候處、其後洛西大將軍社人生嶋、道祖神社人田中等へ相落合、例年神幸ヨリ還幸迄、御旅出廿日之間、神役勤仕申付、猶神樂方職雜役人、追々他社ヨリ兼勤罷在候、依之慶長十九年、生嶋與助ト申者へ證文申付、旅所相預ケ、續而寛永廿一年、生嶋右京進ト申者へ證文申付、其後慶安元年、田中久太郎ト申者へ證文申付、已來繼目之禮年頭之賀役人等、總而從本社申渡支配仕、唱神人、御旅中廿日之間、相勤候ノミニテ、平常ハ夫々其本職社地ニ罷在、宗門改等總而其在所ヨリ差出當旅所之戶籍ニハ入不申、地所之雜務ハ九條村ヨリ取斗候由ニ御座

候、

明治三年庚午十一月

稻荷社司總代

神祇官

御役所

社
僧

○諸國鎮座記

稻荷

社僧愛染寺(又見于京羽二重大全)

○雍州府志三神社

稻荷社 古有供僧數十員、與坊舍斷絶、其坊名爲田疇之號、今所存之愛染院者、當社修造之本願人、而勸進、聖也、倭俗呼僧、或稱聖、凡斯社破壞、則斯聖勸尊、卑諸人、而請造營之資料者也、每年正月五日、五月五日、九月五日、社家各聚、斯院、是則舊例、而謀社頭、修補之微意也、(又見于京羽二重織留大全)

△日本鹿の子一

稻荷社

本願愛染寺

△稻荷谷響記

一本願所號愛染寺

右、本所ニ在リ、社司等集會所ヲ云也、文祿年中ヨリ始メテ爲留守居、社司

ヨリ僧一人差置之、

△稻荷神社由緒調書

社僧元愛染寺復飾

愛川家

雜 載

○文德實錄

天安二年六月壬辰、(三)雷雨、此夜左近衛大宅年麻呂、於北野見之、當稻荷神社、空中有兩雞相鬪、其色似赤、相鬪之間、毛羽散落、地雖相隔、見似眼前、良久而止、此語類妖妄、而記恠也、

○平家物語卷七

治承三年十一月十五日、略○中江太夫判官遠業は、流罪せらるべき四十二人中に入たりと聞いて、今はいかにものがるべからずと思ひて、誠にや流人前兵衛佐頼朝こそ、平治の逆亂に、父下野守誅せられてのち、切りのこされて、伊豆の國蛭の嶋に流されておはすなれ、かの人は頼母しき人なり、うち頼みて下りたらば、もしこの難やのがる事もやとて、かはら坂の家を打いて、父子二人いなり山に籠りける略○下

○平家物語卷十一

延曆寺衆徒等誠恐誠惶謹言請被特蒙天恩停止遷都于細狀○中凡當都者輒不可捨勝地也昔聖德太子記文云所有王葉必建帝都大聖遠鑿誰忽諸之○中所謂賀茂八幡比叡春日平野大原野松尾稻荷○中如此之神社佛寺大聖垂跡者占地建護國護山之宗廟安勝敵勝軍之靈像達王城八方利洛中萬人貴賤歸依往來爲市佛神利生感應如此何避靈應之砌忽赴無下之境哉○略

○壬生家古文書

治承四年六月十六日稻荷社司注進云下社御寶殿南脇口徑一尺樹一本今月十六日申時無由顛倒打損熊野若王子御寶殿了者被行御卜之後宜仰本社且注進神事違例穢氣且祈請公家御慎并怪所病事口舌鬪諍事之狀同年七月十二日被下宣旨了

正治元年四月卅日見付伊勢大神宮別社小朝熊社御前御鏡二面内一面不御坐者○下

寬喜二年八月五日自稻荷山嶺奉掘出件神鏡依去正治犯人貞長法師自首狀也又見于續左丞抄

△神社啓蒙

稻荷社

問當社以伊勢大神宮神鏡爲壘蓋有諸曰否上古有妖僧竊小朝熊神鏡藏當山爲飛來也然有勅責妖僧且還神鏡耳此外嘗不及見乎

○壬生家古文書

正治元年九月十日稻荷日吉等社怪異事被下同宣旨解謝ノ宣旨ヲ云フ

○一代要記

弘安四年九月二十一日春日神木著御宇縣依大隅新莊事也十月四日酉刻神木自宇治入洛奉入稻荷社供奉衆徒上綱凡僧或繫縛或逃去希代勝事也云云
○御殿預荷田信友日記

正德六年五月六日今より一七箇日之間毎日千燈明執行也但午刻より申下

刻迄(氏子ノ者ヨリ)
(出願ニ因ル)

燈明數之覺

一大鳥居より樓門迄

都合九箇所
火數五百燈

一拜殿より本殿迄

都合九箇所
火數三百燈

一上之社廻

都合九箇所
火數二百燈

○御殿預荷田信名日記

享保七年十二月八日、今日御奉行河野豊前守殿へ差出候書附如左、

一稻荷社菊桐葵之紋附候事

菊桐之儀者從往古神殿之金物神寶等之紋ニ用來候、尤用來候由來之儀者曾而相知不申候、

元祿七年、當社御修理之節、右紋之儀御尋有之、何之由來ヲ以テ附來ト申儀相知不申段申上候、然レトモ神殿ノ御金物并幕挑燈等之紋ニモ、前々之通被仰付、菊桐等附候テ、于今用申候、
一葵之御紋之儀者、右御修理之節從御公儀神殿之金物等ニ被打置被下候、尤挑燈、幕等ニ者、曾テ用不申候已上

享保七年十二月

稻荷社司中

御奉行様

○御殿預荷田信義日記

文久二年十月九日、此度御神樂奏進之事、當社之面目奉承伏、何分ニモ天文之舊例通相守、新規之儀不取用様仕度志願申出置候事、

言上寫

謹而言上

一當社御神樂之儀者、古來被行候處、天文十三年以來及中絶候ニ付、御再興

之儀兼々奉願度存候得共、何分小知之社故、空敷送歲月候、然處、近來松尾、
其外他之御社にも追々被行候趣傳承仕、類に不堪懇願之懷奉存候間、何
卒當冬より、十一月八日差支之砌は、舊例を以て十一日、十二日之内執行
仕度、右御下行之儀は、屹度御祈之爲、御報賽、御初穂米御奉納に相成、神德
之光輝、一社之美目、誠に莫大之儀深難有畏入候、早速献供祈謝之神事修
行仕候上、右餘米之料、永久に積立、一社之沙汰を以、御米被差加候様相成
候得者、別に不奉願、例年修行仕愈以天下泰平、玉體御安全、叡慮御満足之
御祈、可抽忠誠志願に御座候間、格別之御憐愍を以、願之通御聞濟被成下
候得者、一社一同深難有畏入奉存候、此段宜御披露頼入存候以上、

文久二壬戌十月

正官五人連印

伯家

雜掌御中

稻荷社御神樂例

天文十二年十一月十一日、十二日、

参向

四辻季遠卿

高倉範久卿

以緒

多 忠國

多 久光

多 忠親

安倍季雄

十一月八日、今日官裁之御神樂執行、樂所十員参向、

綾小路殿御参向、奏樂之家ニ付、自分参詣也、

慶應四年五月廿五日、七夕草花、并松茸献上之儀ニ付、左之通願書差出

奉願口上之覺

一從往古爲七夕之佳例、七種之草花取揃、當社三神主ヨリ献上仕候ニ付、是

迄ハ前六日、御執奏白川家迄指上來候得共、今度諸社共執奏御廢止ニ相成候得者、自今ハ奏者所へ直ニ献上仕度奉願候
一當山松茸、自往古取立所司代へ向ケ指上候得者、所司代ヨリ進獻ニ相成候間、自今ハ從當社直ニ奏者所へ持參仕、是迄通不相替献上仕度奉願候
右御聞濟被成下候得者、雖有畏可奉存候以上、

慶應四年辰五月

稻荷社司中

辦事

御役所

明治四年七月、御撫物返上之儀、京都府達如左、

今般諸社御撫物被廢候ニ付テハ、別紙名前書神社之向へ、中宮御所、并宮内省ヨリ從前下渡有之候御撫物、同省へ至急返上候様相達候事(神社名前書略)

辛未七月廿日

京都府

○稻荷神社記錄

明治三十八年三月戰時紀念林ヲ創設ス、其旨趣計畫左ノ如シ、

森林經營及戰時紀念林創設之儀ニ付稟請

當社境內稻荷山ハ、往古大神鎮座ノ靈蹟ニシテ、樹木蒼鬱、峰巒蒼翠、實ニ京南第一ノ名山タリ、然ルニ應仁ノ亂、細川兵ノ占據蹂躪スル所ト爲リ、爾後斧斤濫入シテ、殘存ノ大樹ハ屢公私ノ需用ニ供セラレ、遂ニ今日ノ如キ矮小雜木ノ疎林ト爲レリ、而テ其培養保護周到ナラサルヲ以テ、漸々衰頽ニ趨キ、今ニシテ能ク之ヲ經營セサレハ、容易ニ挽回ス可ラサルニ至ルノ虞アルハ、専門家ノ常ニ説明スル所ニシテ、其神蹟ノ體面ヲ損シ、名山ノ風致ヲ傷フノ弊或ハ延テ衆庶ノ崇敬心ニ關係スルコトアラント恐レ、實ニ憂慮ニ堪ヘス候、因テ今回經營ノ一端トシテ、之ヲ専門家ニ謀リ、先風致ヲ害セサル限内ニ於テ、將來生育ノ望ナキ松樹及雜木○中ヲ拔伐シ、而テ地質適當ノ杉檜苗木、貳萬三千四百株ヲ栽植シ、之ヲ戰時紀念林ト稱シテ、培養保護ノ方法ヲ設ケ、以テ永遠ニ保存致シ度、○中抑紀念林ノ創設ハ、今日皇

師連勝國威顯揚ノ秋ニ當リ、國民ニ對シ大ニ奉公心ヲ喚起スルノ一助ト爲リ、將來保護ノ便ヲ得テ、神蹟風致ノ裝飾ヲ加ヘ、所謂一舉兩得ノ方策ト思考致シ候條、速ニ御聽許相成度、別紙拔伐ニ係ル全山ノ區域面積、并木種員數、及栽植ノ木種員數等調書相添此段及稟請候也

明治三十七年十二月十八日 官幣大社稻荷神社宮司大貫眞浦

京都府知事大森鍾一殿

別紙○中

栽植木種及員數調書

一苗木貳萬三千四百本

内

檜

壹萬五千本

杉

八千四百本

但植繼ノ面積七千八百坪、一坪ニ付凡三本ノ割

○ 日露戰捷紀念林創設報告

一名稱 客歲二月、征露ノ大詔ヲ下シ玉ヒ、爾來陸ニ海ニ連戰連勝、國威愈宣揚ノ秋ニ方リ、國民ヲシテ倍奉公心ヲ奮起セシメ、且、神蹟風致ノ増進、及將來當社維持ノ目的ヲ以テ、茲ニ森林ヲ經營シ、之ヲ日露戰捷紀念林ト稱ス、一地域及町步

境内稻荷山ノ内、矮小雜木ノ疎林地ヲ以テ之ニ充テ、其町步ハ凡ソ三町步ナリ、

一着手及終了

明治三十七年十二月廿三日、認可ヲ得、翌年二月、仲旬着手、三月三十一日、終了ス、

一植付タル苗木及員數

檜

貳萬本

杉

五百本

右及報告候也

明治三十八年三月廿一日

京都府知事大森鍾一殿

稻荷神社宮司大貫真浦

稻荷神社志料 完

明治四十二年十月五日印刷

同 年十月十四日發行

(非賣品)

發行兼
編輯人

大 貫 真 浦

京都府下紀伊郡深草村大字福
稻第六十三番戶

印刷人

湯 淺 喜 三 郎

京都市上京區御池通新町西入
橋之町

印刷所

合 資 商 報 會 社

京都市上京區柳馬場通二條下
ル等持寺町十番戶

8641

34
288



013848-000-9

34-268

稻荷神社志料(増訂)

大貫 真浦 / 刊

M42

ABB-0057



